

# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成 18 年 9 月 4 日 午前 10 時開議

定例会・臨時会の別 定例会  
告示年月日 平成 18 年 8 月 28 日  
告示番号 第 19 号  
招集日時 平成 18 年 9 月 4 日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（17 名）

1 番	石川 章 君	2 番	神崎 浩之 君	3 番	高田 一郎 君
4 番	海野 正之 君	6 番	佐藤 隆治 君	7 番	高橋 幸喜 君
8 番	牧野 茂太郎 君	9 番	佐々木 清志 君	10 番	阿部 孝志 君
11 番	鈴木 英一 君	12 番	小野 稲男 君	13 番	伊東 秀藏 君
14 番	藤野 壽男 君	15 番	小野寺 藤雄 君	16 番	木村 實 君
17 番	岩 淵 一 司 君	18 番	菅 原 啓 祐 君		

## 欠席議員（1 名）

5 番 尾形 善美 君

## 職務のため出席した職員

議会事務局長	千 條 幸 男	議会事務局次長	菊 地 敬 喜
議会事務局長補佐	佐 藤 甲子夫		

## 説明のため出席した者

管理者	浅井 東兵衛 君	副管理者	高橋 一男 君
副管理者	佐藤 守 君	副管理者	坂本 紀夫 君
収入役	佐藤 正勝 君	事務局長	阿部 睦 君
介護保険担当参事	岩井 憲一 君	環境衛生担当参事	藤野 正孝 君
事務局次長	菅原 壯 君	介護福祉主幹	稲葉 幸子 君
介護福祉主幹	熊谷 正明 君	環境衛生主幹	山田 一 君
環境衛生主幹	須藤 久輝 君	環境衛生課長	富永 精二 君
東部包括支援センター所長	小野寺 健 君	一関清掃センター所長	武居 俊明 君
川崎清掃センター所長	小野寺 一夫 君	大東清掃センター所長	岩淵 松雄 君
監査委員	小野寺 興輝 君	監査委員事務局長	大内 知博 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程と同じ

## 議 事 日 程

- |        |     |      |   |
|--------|-----|------|---|
| 日程第 1  |     |      | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第 2  |     |      | 会期の決定                                     |
| 日程第 3  |     |      | 組合行政に対する一般質問                              |
| 日程第 4  | 認 第 | 41 号 | 平成 17 年度東磐環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第 5  | 認 第 | 42 号 | 平成 17 年度東磐広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 6  | 認 第 | 43 号 | 平成 17 年度一関地方衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 7  | 認 第 | 44 号 | 平成 17 年度一関地方広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 8  | 認 第 | 45 号 | 平成 17 年度一関地方広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定<br>について |
| 日程第 9  | 議案第 | 12 号 | 平成 18 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）         |
| 日程第 10 | 議案第 | 13 号 | 平成 18 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1<br>号）  |
| 日程第 11 | 議案第 | 14 号 | 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求め<br>ることについて |
| 日程第 12 |     |      | 議員の派遣について                                 |

## 審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 41号	平成 17 年度東磐環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について	9月4日	認 定
認 第 42号	平成 17 年度東磐広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	9月4日	認 定
認 第 43号	平成 17 年度一関地方衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	9月4日	認 定
認 第 44号	平成 17 年度一関地方広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	9月4日	認 定
認 第 45号	平成 17 年度一関地方広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月4日	認 定
議案第 12号	平成 18 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	9月4日	原案可決
議案第 13号	平成 18 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	9月4日	原案可決
議案第 14号	岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	9月4日	原案可決

## 第 2 回広域行政組合議会定例会

平成 18 年 9 月 4 日

午前 10 時 00 分 開 会

### 会議の議事

議 長（菅原啓祐君） 本日の出席議員は 17 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 18 年 8 月 28 日告示第 19 号をもって招集の、第 2 回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（菅原啓祐君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 8 件であります。

鈴木英一君ほか 2 名の諸君から、組合行政に対する一般質問の通告があり、管理者に回付いたしました。

議 長（菅原啓祐君） 次に、小野寺監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 3 件を受理いたしました。印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

尾形善美君から本日の会議に欠席の旨の届出がありました。

議 長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（菅原啓祐君） 次に、管理者から副管理者の紹介の申し出がありますので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 副管理者でありました平泉町長の鈴木清紀氏が 7 月 7 日にご逝去されました。

このことに伴い実施されました平泉町長選挙において当選し、先月 27 日、町長就任と同時に当組合の副管理者に就任しましたのでご紹介申し上げます。

副管理者、平泉町長、高橋一男氏であります。

副管理者（高橋一男君） ただいま管理者からのご説明にありましたように、平泉町長、前鈴木町長は 7 月 7 日に急逝をいたしました。8 月 27 日付で平泉町長として就任をいたしました。そのことによって、このたび副管理者とさせていただくことになりました。どうぞひとつ、よろしく願います。高橋一男と申します。よろしく願います。

管理者（浅井東兵衛君） 以上であります。

議 長（菅原啓祐君） 以上で副管理者の紹介を終わります。

議 長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（菅原啓祐君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第 74 条の規定により、議長において、

2 番 神 崎 浩 之 君

14 番 藤 野 壽 男 君

を指名いたします。

議 長（菅原啓祐君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第3、組合行政に対する一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上、発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに、回数は3回以内、持ち時間は30分以内といたしますので、質問、答弁に当たりましては、特に意を配され、簡潔明瞭にお願いいたします。

11番、鈴木英一君の質問を許します。

11番、鈴木英一君。

11番(鈴木英一君) 鈴木英一であります。

一般質問を行います。

最初は、大東清掃センター、施工工事を請け負った川崎重工業ほか4企業、日立造船、タクマ、JFEエンジニアリング、三菱重工業に対して、公正取引委員会から排除勧告を受けた件について、組合当局はどのように受けとめているか、まず伺いたいと思います。また、大東清掃センターの施設の管理運営について、以下お聞きいたします。

公正取引委員会は、25回の審判を行い、6月28日、改めて独禁法違反を認定して談合をやめるよう審決を出しました。この公正取引委員会の決定は重く受けとめるべきだと思うのでありますが、管理者の考えをお聞きしたいと思うのであります。

公正取引委員会の審決では、この5社のうち1社でも入った入札では談合が行われていることについても見解を求めるものであります。

川崎重工業をはじめ大手5社、日立造船、タクマ、JFEエンジニアリング、三菱重工業に対して公正取引委員会は、大型ストーカー炉焼却施設工事請負入札、1994年から1998年にかけての60件について談合を繰り返していたとして、独禁法違反で1999年に排除勧告を出しました。ところが、この5社は談合がなかったとして応諾を拒否したため、公正取引委員会はその後25回の審判を経て、この6月28日に改めて独禁法違反を認定し、談合行為をやめるよう命じる審決を出したのであります。

こうした一連の流れの中で、京都市、上尾市、福岡市、横浜市の住民や市民オンブズマンによる損害賠償を求める住民訴訟が13件起こされておりましたが、昨年8月31日に京都地方裁判所は川崎重工業に対して損害額5%と認定する判決を出したのであります。その額は11億4,450万円になるとされました。

これらの判決で注目されるのは、ことし4月25日、福岡地方裁判所での判決であります。判決は、この5社が談合を行っていた1994年4月1日から1998年9月17日までの間、全国で行われていた大型ストーカー炉焼却炉の指名競争入札87件のうち、予定価格が判明している84件について分析したところ、5社のうちいずれかが落札した物件と5社以外の企業が落札した物件の落札率を比較しています。それによると、5社以外が落札した物件の平均落札率は89.4%なのに対して、5社のうちいずれかが落札した物件の平均落札率は96.6%であったと、談合すると平均6.8%高くなると結論づけたのであります。福岡地裁はこの5社に対して、損害額、総合して7%になるとして20億円を福岡市に返すよう命じたのであります。ちなみに、大東清掃センターの工事は1998年から1999年、平成10年、11年に行われたもので、川崎重工業が落札したのですが、落札率は実に99.535%となっています。大型ストーカー炉と中小の流動床炉の違いはあるが、公正取引委員会は1994年から98年をかけ

での全国で行われた入札で、5社のうち1社でも入って行われた入札では談合が行われたと推認されると結論づけているのであります。管理者はこのことをどのように受けとめているかお聞きをしたいと思えます。いずれ、川崎重工業とのつながりが続いておりますので、明快な答弁を求めます。

次は、大東清掃センターの施設は川崎重工業の子会社でなければ運転管理ができない施設なのかについて伺います。

6月の一関市議会でも聞きましたが、管理運営が施設工事を行った関連子会社の川重環境エンジニアリングでなければ運転管理ができないのであればその理由を、また直営でやるより有利に安上がりに運転管理ができるのであれば、その根拠になる数字を示して答えていただきたい。川重環境エンジニアリングとの下請け契約額はいくらになっているか示していただきたい。

次は、燃えないごみの処理機械等の故障等の修理も川重が随意契約で行っていると言われるが、なぜ他業者との見積もり合わせを行わないのかについて伺います。

機械の故障修理がほとんどの場合、川重との随意契約と聞くが、その理由は何なのかお聞きしたい。見積もり合わせを行っているならば何回行ったか、随意契約とどちらが多いのかについて明らかにしていただきたいと思えます。普通に考えますと、焼却施設でも不燃ごみ処理工場でも施設の工事が完成した場合、環境組合の職員が運転管理を行うことができる施設と思うのが当たり前です。ところが、現状は川重オンリーの運転管理になっていると思われるところに異常さがあると思うからであります。管理者はこのことについてどのように判断されているかお聞きします。また、情報によれば、川重環境エンジニアリングは、子会社名を変えて再度下請けに入るかのような情報もあるが事実かどうか、答弁を求め、私の1回目の質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの鈴木英一議員のご質問にお答えをいたします。

公正取引委員会の談合による排除勧告を受けたことについての見解ということではありますが、今回の事件に関しては、誠に遺憾なできごとであり、あってはならないことでもあります。一関市では独占禁止法に違反した場合において、指名停止措置要綱に基づき指名停止を行っているところであり、当組合においてもこれを準用いたしておるところであります。ご案内のとおり、当組合の施設を施工した業者において指名停止を受けている会社がありますが、当該業者しか対応できない業務等もあることから、補修工事等の発注の都度、個別に判断しなければならない場合もあるところであります。今後におきましても、公正取引法の趣旨を尊重し、適正な発注に努めてまいります。なお、大東清掃センターの運転管理等につきましては、事務局長から答弁いたさせますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私の方から、まず大東清掃センターの施設の運転管理につきまして、お答えを申し上げます。

大東清掃センターの施設に限らず、最新鋭の機種をそろえている県内の他の団体では、いずれもメーカーの子会社が運転管理を行っている事例が多いわけですが、このことは、運転教育期間を十分にとらないと本来の機能を発揮する運転ができないこと、特にもごみ焼却施設につきましては、高度な知識と専門的な技術が必要であり、短時間での技術の習得が難しいことが要因として挙げられるところとなっております。また、大東清掃センターの近隣住民と取り交わしました公害防止協定書の公害防止基準値は、国の基準を大きく上回ります厳しい基準で設定されておりますことから、この基準値を遵守することは、運転条件の変化に的確に対応するなど、高度な技術を要することとなっ

ておるところでございます。

競争入札による委託業者の決定を行う場合にありましては、現委託業者と同等の知識及び技術を習得した運転員の確保を条件とする必要があるところでございます。

ご質問の中に、契約額の状況等のお話がありました。平成16年度にありましては、大東清掃センターのごみ焼却施設にありましては、9,468万9,000円という金額で契約をいたしてございます。また、平成17年度にありましては9,273万6,000円という金額で契約をいたした状況となっております。いずれ、今後、他の団体の動向等を調査いたしまして、参考にしながら、本業務に限らず、他の業務につきましても委託のあり方について再検討いたしまして、合理的運営が図られるよう取り進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、粗大ごみ施設の機械修理を現業者以外ではだめなのかということについてでございますが、施設の建設工事にありましては性能発注といたしておりますことから、施工メーカーの独自色の濃い施設となっていることは否めない事実であり、特に性能を維持するための重要な機器につきましては、他社では補修工事等を実施することが非常に難しくなっておりますところでございます。補修工事は施設の機能を損なわず、その性能を保障できることが大切でございます。施工メーカーでなければ機能を維持できない場合もございます。施設の機能を損なわないことが処理を的確に行えることにつながることを考えておるところでございます。なお、今後とも他社で修理可能なプレス機、それからコンベア等につきましては、地元の業者等を主体に選択をしながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 今の答弁を聞きまして、再度お聞きしたいことがあります。それは、管理者の答弁の中で、当該業者しかできない工事もあると、これは今の事務局長の発言にもあるわけですが、そうしますと、この施設をつくって、将来とも川重がここにいなければ運転できないということになってしまうわけですね。例えば、他の自動車等を買った場合、場所によれば一つのメーカーだけしか修理できないというような機械だったら、とてもでないけれども対応しきれない。また、我々、車を買った者にとっても、そこにそういうメーカーの修理工場がなかったら、とても扱えないということになったら大変なことだと思うんですね。それと同じように、最初の考え方は、ごみ焼却場をつくるということが、つくってもらったらそこにいる職員が使える、使いこなせるというのが前提でなければ私はおかしいと思うんですね。それが、もう既に8年、平成11年ですから7年ですか、7年経ってもそういうことができずに、メーカーに頼らなければならないという機械をつくる方がおかしいのではないかと私は思うんです。すると、今の答弁ですと、いつまで経れば独自に運転できると、もう7年も経っていますが、いつまで経ったら独自に運転できる機械、職員を育てることができるのかということ考えた場合、ちょっと理解に苦しむんですが、いかがなものでしょうか。

それから、独自色の濃い機械だということは、それぞれのメーカーの特徴というのがあるということとは私も理解できますが、もしそうだとすれば、このごみ焼却でもいいですし、それから粗大ごみ処理、燃えないごみの処理についても、独自色の濃い機械の部品というのは何力所あるのか、そんなに多くないはずだというふうに思うんですが、そこを明らかにして、その部分だけはメーカーに頼るにしても、それ以外のところは、見積もりをとって安い経費で修理するというのを考えるのが管理者の立場ではないかと思うんですが、その独自色の濃い機械というのは何力所なのか、そして、本当にメーカーでしか修理できないものなのかどうかということですね、それを具体的に明らかにしていただきたいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 施設そのものの運転は他の業者でもできないのかということのお話でございますが、施設の建設にありましては、先ほど壇上で申し上げましたとおり、性能発注といたしてございまして、設備にありましては施工業者独自の設計製作、また施工のハード、ソフトとなっております。また、他社におきまして補修工事を実施することがちょっと、難しいところもあるわけでございます。また、施設そのものが、プラントそのものが一体の設備となっております。他社によります部分的補修が難しいという、この2点が上げられるところとなっております。それらの状況から、現在は施工したメーカーにお願いをいたしておるところでございますが、先ほど壇上から申し上げましたとおり、ある一定期間の技術の受講等の期間も必要となりますが、他の団体等を参考にしながら、今後委託できるかどうか検討させていただきたいということでございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 職員の数から言いますと、正規の職員が粗大ごみの方の担当に7人いるということをお聞きしていますが、その7人いる職員の業務対応がどういうものかということについて若干疑問があるんですが、例えばそういう職員を育てるという手だてをとったことがあるのかなのか、そういうことはやっぱり具体的に、15人も入っているわけですから、川重環境エンジニアリングの職員として。その中に正規にいる職員も入れ込んで仕事をさせるということではできないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

それから、もし、今日でなくてもいいんですが、この資料ですね、補修工事等の、年間どのぐらいの回数で、どれぐらいの金額で、どの部分で他の業者が見積もり合わせに入っているのか入っていないのか、その根拠となる数字を示していただきたい。一覧表にしてでもいいですから出していただきたいと思いますが、そのことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 施設の職員数の状況のお話もあったわけですが、職員数にありましては、現在、所長1名、庶務担当2名、ごみ焼却施設管理が1名、粗大ごみ処理施設の管理が1名、それから東山清掃センター、最終処分場になりますが、その管理、残渣等の運搬等で2名ということで、7名の職員を配置をいたしてございます。片や、一方、委託をしております職員数であります。これにありましては16名体制で委託をいたしておるところでございます。また、先ほど資料のお話があったので、その辺につきましては、若干お時間をいただきまして、後ほど提出させていただくことでご了承をお願いを申し上げたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問を終わります。

次に、2番、神崎浩之君の質問を許します。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） おはようございます。神崎浩之です。

先輩議員のご配慮によりまして、広域行政組合議会に参加でき、また、一般質問の機会を与えていただきまして、大変感謝を申し上げます。

住民の切実な声から、介護保険について2点、質問をさせていただきます。

少子高齢社会だからとだれもが言います。なぜ市町村合併をするのか、少子高齢社会だから、行政サービスが低下していく、高齢社会だからしょうがないんだと、国保が上がる、税金が上がる、負担が上がる、高齢社会だからと行政は説明をいたします。ひるがえって、議員も、それから市民も国民も、これからは高齢社会だからねとあきらめ、片づけてしまっているところもあります。

さて、その少子高齢社会の錦の御旗を上げるのはよいですが、では市町村では一体、そのもとである高齢社会、介護問題にどう対応しているのかということではありますが、この対応についてお聞きしてまいりたいと思います。

皆さんご存じのとおり、介護は平成 12 年の介護保険法の実施により、それまでの市町村の裁量が大きかった老人福祉法の措置制度から国のたがでしっかりはめられた介護保険での運用と変わりました。国の法律がこうだからしょうがないんですね、と片づけられてきた部分があります。しかし、保険者の裁量や、保険を超えて市町村独自の施策も可能であるわけで、この地域ではどう対応しているのかを含めお聞きしてまいります。

まず初めに、介護保険法改正後の課題への対応であります。昨年 10 月から、そして 4 月から介護保険の法律が変わりました。法律の改正と言え、昨今の国の動向を見ますと、改正、必ずしも国民にプラスではなく、介護保険法の改正もマイナスの改正と感じております。そこで、今回の法改正による影響として、まず 10 月からの老人ホーム等の施設利用者の食費、それから居住費の負担増の影響、苦情、それへの対応についてお聞きをいたします。

次に、4 月からの法改正の部分でございますが、要介護の審査判定ですが、4 月からどうも軽く出る、体は変わっていないのに、状態は変わっていないのに、逆に変な変わったのに認定が軽く出るという話を、苦情を家族から、そしてケアマネージャー、事業者から寄せられております。この点について現状はどうか、また同じような苦情を受け付けているか、それへの対応についてどうかお伺いをいたします。国の制度にのっとってやっている等のお役所的な答弁ではなくお願いをいたします。それに伴って、新たに要支援者に対するサービスが大幅に減少をいたしました。この点についても、苦情、課題、それへの対応についていかがか、お伺いをいたします。

次に、地域包括支援センターであります。今回の法律改正の目玉と言われております地域包括支援センター、さまざまな期待をかけられ、鳴り物入りで登場いたしました。果たしてその期待どおりの役目は担っているのか、三つ役割がありました。その中で、特にケアマネージャーの支援、それから権利擁護についてどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

最後に、療養病床転換への対応と施設入所待機者への対応であります。この問題は、全国で医師会を含め医療機関、また地元の医療機関でも大変混乱をしております。6 月に成立いたしました医療制度改革関連法で全国の 38 万床が 2012 年には 15 万床削減という内容であります。家庭環境や身体的条件により退院できない家族の受け皿の整備が整わないままのスタートでは混乱が予想されます。これは医療の問題ではありますが、受け皿としての介護問題であります。この地域の問題、それへの対応についてお伺いをしていきます。

最後に、大きく関連するわけでございますが、いくら介護が大変でも施設に入れない、このことの問題について、この際、管理者にお聞きしてまいります。

時間もありませんし、「国の制度だから」の答弁ではなくお願いをしたいと思います。

次の高田議員の答弁とも重ならないように要望いたしまして、壇上からの質問といたします。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 神崎議員の、介護保険法改正後の課題への対応についてのご質問にお答えをいたします。

今期、改正介護保険法については、制度発足以来の大きな改正であると言われております。とりわけ、要介護認定者の半数を占める要支援者への対応については、地域包括支援センターにおいて、高

齢者の理解を得ながら介護予防支援業務を進め、介護予防サービス事業と連携を図りながら、効果的に状態の悪化防止に努めてまいりたいと考えております。

また、要介護認定に該当しない虚弱な高齢者については、構成市町の保健センターと連携を図りながら、地域包括支援センターが中心となり、実効性のある事業の展開に努めてまいります。

地域包括支援センターのあり方については、第3期介護保険事業計画にありますとおり、構成市町の介護保険担当、保健センター及び在宅介護支援センターと連携を図り、高齢者の身近な相談窓口として、介護予防のセンターとして機能を発揮するよう努めてまいります。療養型医療施設の削減や介護療養型医療施設の全廃など、国では医療制度改革を進めているところですが、医療と介護、それぞれのニーズに合致した受け入れ体制の整備が必要とされているところであります。特に、介護療養型医療施設の廃止に伴う影響については、介護保険運営上の重要な課題であると考えており、県の動向を注視するとともに、サービス事業所との情報交換に努めながら、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。なお、具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私からは、まず介護認定の状況の経過等についてお話を申し上げます。

一関地方広域連合と東磐広域行政組合の介護認定審査会が統一いたしまして5カ月が経過をいたしましたところでございます。要介護認定につきましては、介護に要する時間と状態像を統計的に処理いたしまして、7区分の介護度として、その判定につきましては、医師、歯科医師及び保健福祉関係の専門的な判断とされているところとなっております。改正介護保険法において、要支援1及び2という新たな区分ができたところでございますが、10月上旬に介護認定審査委員研修を行い、さらなる介護認定審査技術の標準化を期したいと考えておるところでございます。

次に、要支援の状況でございますが、要支援1及び2につきましては、状態の悪化を防ぐために支援が必要であろうとされる高齢者であります。7月末現在で要支援1が336人、要支援2が362人となっております。平成18年度末の見込みであります。2,130人ほどと推計をいたしてございます。地域包括支援センターにおいて円滑に介護予防支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、包括支援センターの業務等でございますが、平成18年度の地域包括支援センターの大きな業務にありましては、要支援1及び2の介護予防支援であると考えておるところでございます。介護認定者数の半数を占める要支援者数の介護予防にありましては、保険者の責任でありますし、現在、在宅介護支援事業所に委託をいたしまして介護予防支援を行っておるところでございます。在宅介護支援事業所の標準担当件数が35件となっておりますことから、平成19年3月までに地域包括支援センターの体制を整えなければならないと考えておるところでございます。これにつきましては、5月に保健師を臨時職員として採用いたしました。それから、9月に3人の看護師を臨時職員として採用いたしましたところでございます。今後にもありまして、業務の繁忙を見ながら採用を進めたいと考えておるところでございますが、また包括支援センター職員は11名となっております。認定有効期間の関係から繁忙期がずれることもありますので、西と東の職員が協力いたしまして、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、これまでの業務の内容でございますが、西部につきましては介護予防支援業務46件、総合相談12件、ケアマネージャー支援207件となっておりますし、東部につきましては介護予防支援業務42件、総合相談5件、ケアマネージャー支援が21件となっております。

次に、療養型病床転換への対応と入所待機者への対応でございますが、厚生労働省の医療構造改革

推進本部にありましては、平成 17 年 12 月に療養病床の将来像についてという方針を了承をいたしました。これを基本に、平成 23 年度までに医療の必要性に応じた療養病床の再編が検討されているところとなっております。この大きな考え方にありましては、療養病床につきましては、1 点目といたしましては、医療の必要度の低い患者を受け入れるものに限定をいたしまして、医療保険で対応するもの、2 点目といたしましては、医療の必要性の低い患者につきましては、病院ではなく在宅居住系サービス、または老健施設で受けとめるということで対応する方向とされているところでございます。これらの流れを受けまして、岩手県では 8 月 21 日に医療制度改革推進本部を設置いたしまして、平成 19 年夏をめどに地域ケア整備構想を策定をしようとしたところでございます。これによりまして、地域ケア体制整備の方針、各サービスの見込み、療養病床の転換が検討されまして、両磐地区の介護老人保健施設のあり方についても決定されることとなると考えておるところでございます。

介護老人保健施設につきましては、県に指定の権限があるわけでございますが、当組合といたしましては地域ケア整備構想が示された段階で対応をしたいと考えておるところでございます。なお、平成 18 年から平成 20 年度までの第 3 期介護保険事業計画期間中の対応につきましては、9 月 6 日、7 日の介護保険担当課長会議の中で説明があるとのことございまして、注視をいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 2 番、神崎浩之君。

2 番（神崎浩之君） まず、10 月からの分の老人ホーム等の施設入所者の課題についてという質問させていただきました。食費、居住費の負担増があったわけでございますが、特に老人保健施設の食費、居住費の負担増に対する対応についてお聞きをいたします。老人ホームは住所を変更して、本人のみの収入ということで、さまざまな減免がありまして、思ったほど負担増ではなかったと検証しておりますが、老人保健施設の場合はやはり世帯の収入ということで加味されますので、この点について対応はどうだったかということをお聞きしたいと思います。

それから、要介護認定でございますが、先ほど 4 月から軽く出るよというふうな例を提示いたしましてご質問させていただいたわけなんです。この点について、組合の方では、また行政の窓口では様々な苦情、問題が出されていると思いますが、その点いかがでしょうか。介護度が軽くなったよというお話しはないのかどうか、また、そういう場合に、制度として不服申し立てという制度もありますよというような説明はちゃんとしているのかどうか。よく聞きますのは、ケアマネージャーに相談してくださいということで、きちっと判定後の苦情なり、それから不服申し立ての制度を行政できちんと説明されていないという話を聞いております。この点についても、軽くなるということと、それから不服申し立ての制度の説明についてお伺いをしていきます。

次に、要支援者に対するサービスが大幅に減ったと思っておりますけれども、これについて、要支援 1、それから要支援 2 になった方への満足度というか、苦情、そういうものを組合として聞いているのかどうか確認をさせていただきたいと思っております。介護相談員という制度もあるわけでございますが、実際に大幅にサービスが減少したのはこの方々で、この方々が結構多いわけですね。これに対する調査をしていたのかということを確認させていただきます。

それから、地域包括支援センターですが、ケアマネージャー支援、数字的には多い、今答弁をいただきました。具体的な内容について、それから権利擁護にかかわる対応については、どういう内容なのか確認をさせていただきたいと思っております。2 回目の質問です。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 入所者にかかります負担増の関係でございますが、いずれ施設のホテルコストと、

食費の完全自己負担の影響というものがございまして、特別養護老人ホームの多床室の標準的な例でございまして、第4段階で見ますと2万5,000円ほど、前後の、利用者の負担増となつてございます。これにありましては、平成9年まで介護報酬につきましてはホテルコスト部分が含まれておりましたので、施設にありましては介護報酬の減額となりまして、利用者にありましては負担の増となつたわけでございます。ただ、この利用者にありましては、特定入所者介護サービス費という制度で第1段階から第3段階までになります、その方々に対しましては一定の基準額と負担額の差額を給付いたしておる現状となつてございます。なお、詳細の具体の例につきましては、次長の方から答弁をいたさせます。

議長（菅原啓祐君） 菅原事務局次長。

事務局次長（菅原壯君） お答えいたします。

ただいま局長がお話しましたとおり、昨年10月1日から、法改正によりましてホテルコストということで、これが有料と、全額負担ということになりました。それで、報酬単価の関係でございますが、事業所においては約5%ほど減かな、というふうに捉えているところでございます。

それから、認定の関係でございますが、介護度、要介護度1、それが法改正によりまして、要支援1、2というような形の中で新予防給付が始まったわけでございますが、今議員さんからお話のあった、認定がですね、軽くなったということで苦情等がないのかというお話でございますが、いずれご案内のとおり、一次審査、二次審査、二次審査は先生方によりまして、状態像を組み入れた項目、旧項目で79項目がありますが、85項目に変わりました、その項目をコンピュータにかけまして、その状態像を樹形図によりまして先生方に審査していただくと。先生方に最終審査していただくことにつきましては、私ども事務方が入れないところでございまして、その結果、例えば、例で言いますと、要介護1の方が状態像がよろしいということで要支援1、2というふうな認定を受けるという例もございまして、ですが、特別な、議員さんおっしゃるような苦情は、聞いているところではございません。また、そういういろんな認定等の苦情等の問題につきまして、県の不服申し立ての機関がございまして、いずれも不服申し立てはできるわけでございますが、その周知につきましては市の広報等で周知をしているところでございます。

それから、要支援者の対応につきましては、確かにサービス関係でございますが、要支援1、2の関係で新予防給付、要するに要支援の場合には、1、2の場合には、包括支援センターが新たに設置になりました。今活動を展開しておりますが、包括支援センターを中心に対応しているということではございますが、また、それに併せて、介護相談員の相談活動の中でいろんな要支援者の問題等が若干見られるという点もございまして、それにつきましては、介護保険課の中におきまして、その対応について、その都度、適切な対応に努めてまいっているところでございます。

それから、包括支援センターのケアマネージャーさんの関係と権利擁護の関係でございますが、権利擁護の電話等のいろんな相談もございまして、特に、権利擁護で、数は少のうございまして、中にはネズミ講みたいな形の、違法販売ですか、今流行っておりますが、違法販売等のそういう相談が権利擁護として事例もございまして、以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 答弁漏れもありますが、時間がありませんので、最後に、管理者、それから副管理者のお2人に、この際、伺っておきます。壇上でもお話しをしたんですが、今施設に入れたくても入れないという話は、皆さん方もよく話されると思っております。今回、先ほどのとおり、今、入院を断られ、それから病院の退院を促され、そして介護施設にはなかなか入れないという現状に対して、

どういふふうに対応していこうとお考えなのか、この大量の介護難民をどうしていこうと思っていられるのかお伺いしたいと思います。介護保険の事業計画、この4月からの3年間に特養、老健、いわゆる介護保険施設はたった20ベッドしか増やせないという計画であります。4月からは一関でも大きい病院が入院を廃止いたしましたし、それから花泉病院も入院がなくなりました。それだけでも介護難民がいっぱいいるわけなんです、それに対して20ベッドしか計画ではないわけですが、この点も踏まえまして、こういう問題に対して、管理者、副管理者の皆様はどうお考えなのかお聞きして、質問を終わらせていただきます。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 要介護といいますが、年々そういう人たちが増える状況であると。きょうかー昨日か、テレビか何かでやっておりましたけれども、かなり増えていくであろうという予想が立てられます。市でやれることというのは恐らく限りはあるわけでありまして、しかしながら、可能な範囲内において、これをやっぱり何とかしていかなければならないと、こういうふうを考えます。

議長（菅原啓祐君） 高橋副管理者。

副管理者（高橋一男君） 介護難民をどうするかというお尋ねでございますけれども、町長就任1週間という中で、いろいろな角度からこれからの本町のあるべき姿ということで、大変今戸惑って、しかも、その中で真剣にやらなければならないという気持ちを今強くしながら頑張っておるところでございます。お尋ねのこの問題について、きちっとした答弁ができればいいんですけども、大変な重要な問題、課題であるということは認識しておりまして、今後このことについては十分対応できるようにしてまいらなければならないという程度のご答弁しかできないことをお許しいただきたいと、このように思います。よろしく願います。

議長（菅原啓祐君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤守君） 管理者のご答弁ですべて尽きるものでございまして、私が申し上げる立場にもないと承知しております。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質問を終わります。

次に、3番、高田一郎君の質問を許します。

3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 通告のとおり、介護保険問題について質問いたします。

前段質問された神崎議員と重複する点がたくさんありますが、既に通告してありますので、通告に沿って質問させていただきます。

介護保険制度は、高い保険料や利用料、施設整備の遅れなどのため、必要なサービスを受けられないという矛盾を抱えたまま6年前に実施されました。昨年、介護保険法が改正され、今年の7月からは第3期事業計画が始まりました。しかし、今回の改定は、これまでの問題点を改善するどころか、さらなる負担増、介護サービスの取り上げ、そして介護施設整備の抑制などを行うもので、介護の社会化という宣伝文句を投げ捨てる大改悪であり、問題山積だということがいよいよ明らかになっていると思います。こうした問題について、広域行政組合はどう取り組むのか、私は管理者の姿勢が問われていると思います。そこで、いくつか質問したいと思います。

まず、介護予防、新予防給付報酬の改定問題をめぐる課題であります。今回の見直しで予防重視に変えるとして、介護度の低い高齢者を介護給付とは別枠の新予防給付に移行しました。これで受けられるサービスが限定され、サービスを抑制させるということに誘導する仕組みが組み込まれ、さまざまな問題が起きています。その一つに、福祉用具の取り上げ問題であります。要介護1以下の軽度の

高齢者は、この4月からは原則として車いすや介護ベッドなどの貸与が受けられなくなり、従来からの利用者への経過措置も今月末が期限とされ、高齢者の不安は高まっています。

下肢閉塞性動脈症、介護度1の70代の男性は、生活保護でこれまでベッドをレンタルしていました。今までは介護扶助を受けていましたけれども、ベッドの分の自己負担はなかったのに、今回自己負担が発生し、このベッドのレンタルを中止したのであります。こうした事例は、予防介護による貸し剥がしではないでしょうか。現在、軽度の認定者で福祉用具を利用している方々は何人いるのでしょうか。私は、機械的な運用で被害が大きくなることのないよう対応すべきと思いますが、10月以降の対応についてお聞きしたいと思います。

次に、訪問介護サービスの問題であります。訪問介護サービスでは、報酬会計で1時間を超える分の加算が廃止されるなど制限され、通院介助も保険給付から外されてしまいました。ヘルパーによる生活支援で何とか生活を保ってきたという高齢者からの相談も寄せられています。介護サービスを受けている高齢者が時間や回数を大幅に減らしているということも予想されています。厚生労働省は、本当に必要な方は受けていただくという、そういう対応をしておりますけれども、実態はどうなっているのでしょうか。

次に、地域支援事業についてお伺いいたします。

要介護、要支援状態になることを防止するために、これまでもさまざまな事業が管内で行われ、配食サービス、パワーリハビリ、介護教室など、地域の要望を反映した特色ある事業を行ってきました。ところが、この4月から、これまで一般財源で対応してきたこの事業が介護保険に吸収されてしまいました。これにより、利用料の負担増やサービスの対象外になる事態になっていないのか、その実態についてもお聞きいたします。

次に、介護保険料の軽減策です。

旧一関地方広域連合の平成17年度決算では、介護保険料の収入未済額は846件、不納欠損200数万件、合わせて2,700万円にも及びます。今年度も保険料が引き上げられました。小泉改革による税制改正による住民税の増税、そして非課税措置の廃止によって介護保険料の引き上げだけではなく、国保料の引き上げ、また一関市でも単独で対応してきた福祉乗車券の取り上げなど、雪だるま式の負担増、サービス低下になっております。そして、この4月からは利用料の軽減策も廃止されてしまいました。このままでは、保険料の未納者の増大、介護サービスの抑制、こういう悪循環が予想されます。住民税増税による自治体の税収増もあり、また地域支援事業の介護保険を吸収されたことによる財政負担の軽減もあります。こうした財源も活用しながら一般財源などでの対応など、軽減などを検討すべきではないでしょうか。

次に、ケアプラン作成にかかわる問題です。

介護保険を利用するには要介護認定を受けるケアプランを作成してもらうなど、手続きが必要であります。予防給付プランは、基本的には一関、千厩の地域包括支援センターで作成し、地域包括支援センターでは居宅支援事業者へ委託してもよいということになっています。ところが、予防プラン作成の報酬が4,000円と介護プラン作成の半額以下に抑えられ、委託する場合はケアマネージャー1人当たり8人までと制限されたほか、プラン作成の上限は39人、40人を超えると報酬がカットされるという中身になりました。これでは、予防プランの委託を受ける事業者がなくなってしまうということが課題となっています。このまま進めば予防プランの作成は、そのほとんどが地域包括支援センターに任せられるということになるのではないのでしょうか。

第3期事業計画では要支援を2,132人と見込んでいます。1カ所の包括支援センターで1,000名を

超えるプランの作成ということになってしまいます。現在でも時間がかかりすぎる、こういう苦情や相談も寄せられています。組合としてどのようになっているのか、その実態についてお伺いしたいと思います。

次に、地域包括支援センターについてお聞きします。

高齢者の実態把握、そして、困難を抱えるケアマネージャーの支援、相談活動など、地域住民の保健医療の向上と、そして福祉の増進を包括的に支援する拠点施設が地域包括支援センターであります。しかし、ケアプラン作成上の構造的な問題もあって、掲げた本来の役割を果たすことができていないのでしょうか。地域包括支援センターの国の配置基準は、人口2万人から3万人に1カ所です。管内では、その基準によれば、少なくとも5カ所となるわけです。スタートしてから5カ月経ちましたけれども、真に地域の高齢者の生活を支える本来の機能を果たすことができていないのか、この点についてもお聞きします。

次に、施設入所者、待機者の問題についてお伺いいたします。

特養ホームの入所待ちは現在551人となっています。保険料を払っても必要なサービスが受けられないということは、医療保険では考えられないことでもあります。

私は先日、県立磐井病院を訪問しましたが、在院日数が平均11日、医療制度改悪で減少し、それも待機者を増大させている原因であります。さらに、今後6年間で療養病床を38万床から15万床に削減する計画であります。管内でも三つの病院で対応していますが、管内への影響をどう見ているのかお聞きいたします。

介護施設では、介護報酬の削減による収入減に加えて、法人減免による負担増などで耐えがたきを耐えているという実態になっています。先週、市内の介護老人施設を訪問しましたが、年間1,000万円の減収で非正規職員にシフトせざるを得ない、こう嘆いていました。国に対して改善を求めるとともに、組合としてその実態を正確に把握し、支援を行うべきではないでしょうか。

これまで介護保険制度の問題点を見てきましたけれども、大事なことは、国の制度改悪を当然のこととして市民や施設などの悲鳴や疑問に耳をふさいでしまうのか、それとも市民や介護を支えている事業者に心寄せて対応するのか、組合がどのような姿勢で臨むのが大事になっていると思います。

私は、次の3点の立場に立って対応を求め、この場での質問を終わりたいと思います。

第1は、今介護の現場で何が起きているのか、介護の実態をしっかりとつかむということです。措置制度から契約制度に移行して現場の声がなかなかつかめない環境になっています。これまで介護相談員を配置して利用者の立場で活動してきたことは、県内でも優れた施策だと思います。これを拡充するなど、職員挙げて対応していただきたいということでもあります。

第2は、その中から浮かび上がる改善点について、住民の声を代弁して国にしっかりとものを言い、改善を求めるということでもあります。

第3に、広域行政組合として構成自治体と力を合わせて、可能な独自の対策を行うという姿勢に立つことであると思います。従来のような全国統一の制度でという紋切り型の対応ではなくて、組合として、また構成自治体として何ができるのか真剣に検討して対応していただきたいと思います。独自施策を進めようとするれば独自の財源も必要であります。しかし、全国には、浦安市などのように一般会計からの繰り入れなどを行って介護保険料の値上げを抑えた自治体、福祉用具のレンタルに助成をする自治体などが広がっています。それらの自治体は、特別に財政状況がいいかといえば決してそうではありません。

私のところには、年金額が目減りしたのに住民税などで増税を受けて大変だ、こういう声がこの間

たくさん寄せられました。ぜひ、こうした姿勢に立って対応されることを要望して、この場での質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 高田一郎君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの高田議員の介護保険制度についてのご質問にお答えをいたします。

改正介護保険の主な目的は、持続可能な制度を目指すということであり、介護保険は新たな社会保障制度として平成 12 年 4 月、その制度発足から 6 年が経過したわけであり、日本の高齢化率も 20% を超え、団塊の世代が高齢者に移行するこの 10 年間、さらに大きな制度の改正が予想されるところであります。

このような状況下において、保険者として、高齢者が何時までも健やか、そして自己実現のために豊かな人生を送ることができるよう、簡素で効率的な介護保険制度の運営に努めてまいりたいと考えている次第であります。

介護予防事業及び新予防給付は新たな事業として位置づけられておりますが、関係市町と協力し着実に進めてまいりたいと考えております。

ご質問の具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせていただきますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私の方から、まず軽度認定者の福祉用具の利用状況と 10 月以降の対応、訪問介護サービスの利用の制限等についてお答えを申し上げます。

要介護 1 以下の軽度者に対する福祉用具貸与につきましては、平成 18 年 4 月 1 日より利用者の状態像からは利用が想定しにくいといたしまして、原則として保険給付の対象から外れたところとなっております。その上で、既にサービスを利用していた利用者に対しましては、平成 18 年 9 月末までは保険給付を行うことができる旨の経過措置が講じられたところとなっております。経過措置が終了になります平成 18 年 10 月 1 日以降についてでございますが、保険給付の対象外となった利用者につきましても、自ら費用を支払うことによるサービス利用を妨げるものではないとの考えから、県の指導を得ながらサービス事業所との情報交換に努め、不当な価格により購入や貸与を受けることのないよう適切に対応してまいりたいと考えてございます。

また、お話の中に、利用状況のお話があったところでございますが、平成 18 年の 4 月から 6 月までの状況でございますが、福祉用具の貸与にありましては、実人員で 495 人となっております。延べ人員で申し上げますと 1,809 人となっております。状況となっております。

次に、訪問介護サービスにつきましては、要支援 1 及び 2 の認定を受けた場合においては、介護予防訪問介護サービスとなりまして、利用料は 1 カ月単位の定額料金、利用できる事業所につきましては原則 1 カ所のみになったところでございます。

懸念される点にありましては、定額料金となり、サービス事業所の受け入れ体制が整わないのではないかという点ですが、地域包括支援センターで作成いたします介護予防支援計画につきましては、過度のサービスにならないよう配慮され、本人の意欲を引き出す内容になるものと考えておるところでございます。

次に、地域支援事業への移行で負担増となった事業、対象外となった事業等についてでございますが、これまで保健事業費や、在宅福祉事業費補助金等で行ってまいりました事業が地域支援事業の介護予防事業へ移行になったところがございます。移行になったことによりまして、事業の参加者の負担

金が増加したものがあるのかというご趣旨のご質問でございましたが、これまでも原材料費相当分であるものは自己負担となっておったところでございます。介護予防事業となりましてはそれは変わりはないところでございます。たとえで申し上げますと、料理教室の材料費、また認知症予防の絵画教室で使用いたします画材等にありましては自己負担となっておりますところでございます。なお、介護予防事業は、これまで構成市町で行ってございました高齢者に対する保健福祉事業を基本に行っているものとなっております。対象外となった事業にありましては、交付金事業となり、特定高齢者、それから一般高齢者事業の区分はございますが、特に対象外とする事業は明示されておらないところでございます。ただし、特定高齢者にありましては、健康診断等で生活機能評価を受けまして、介護予防事業に適するとされた方が該当になるというものでございます。

次に、介護保険軽減策の検討はできないのかということについてでございますが、介護保険料の軽減策につきましては、特に軽減策というものは設けておらないところでございます。介護保険料につきましては、第1段階から第6段階まで、それぞれの所得の状況により区分されておるところとなっております。今回の改正介護保険法におきましては、特にも従来の第2段階を第3段階と第2段階に区分いたしまして、低所得者に配慮した内容となっておりますし、激変緩和措置も導入した内容となっております。したがって、軽減策は導入しないという考え方となっておりますところでございます。ただし、特別な事情に対応するため、介護保険条例施行規則におきまして保険料の減免規定を設けてございます。年間収入額120万円以下であること、世帯全員に所得がないこと、資産等を活用いたしましても生活が困窮していること等を条件に減免をいたしておるところでございます。

次に、ケアプラン作成について、介護認定が行われてもその後の対応がしっかりと行われているかにつきましてでございますが、介護認定申請をいたしますと、介護認定審査の結果、介護度が決定となりまして、その後、ケアマネージャーによるケアプランの作成という流れとなっておりますところでございます。今年度につきましては、新たに要支援1及び要支援2という判定が出まして、そのケアプランの作成について、居宅介護支援事業所が行うか、地域包括支援センターが行うのか、また申請から介護度が決定となるまで30日程度の期間があるわけでございますが、暫定のケアプランによるサービスの利用が可能となるかというようなさまざまな混乱があったところでございます。しかしながら、現在におきましては、要支援者と要介護者の区分も、サービスの利用につきましても、ケアマネージャー及びサービス事業所も理解が進みまして、申請者にご不便をおかけすることが少なくなったものと認識をいたしておるところでございます。

次に、2カ所に設置されました地域包括支援センターの課題と今後の対応についてでございますが、平成18年度の地域包括支援センターの大きな業務といたしましては、介護予防支援であると考えておるところでございます。現在、居宅介護支援事業所に委託をして介護予防支援を行っておるところでございますが、居宅介護支援事業所の標準担当件数が35件となったことから、平成19年3月末までに地域包括支援センターの体制を整えなければならないと考えておるところとなっております。これにつきましても神崎議員のご質問にお答えいたしましたとおり、保健師、看護師を臨時職員として採用いたしました。今後も業務の繁忙を見ながら採用を進めたいと考えておるところでございます。

また、包括支援センターにありましては、認定有効期間の関係から繁忙期がずれることもありますので、西と東の職員が協力して対応してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、次に、施設のホテルコストと食費の完全自己負担との影響の関係でございますが、施設の実態調査と支援にありましては、平成17年10月からホテルコスト、いわゆる食費と施設の減価償却費等が利用者負担となったところでございます。この基本的な考え方といたしましては、在宅サー

ビスを利用している方は自ら食費等を負担しているということにより負担の公平性の観点からとなっております。特別養護老人ホームで多床室の標準的な例でございますが、第4段階で2万5,000円前後、利用者の負担増となっております。また、平成17年9月までの介護報酬には、ホテルコスト部分が含まれておりましたので、施設にあっては介護報酬の減額となります。また、利用者にとっては負担の増ということとなったわけでございます。

利用者に対しましては、特定入所者介護サービス費という制度で第1段階から第3段階までの方々に対しましては、一定の基準額と負担額の差額を支給をいたしておるところでございます。平成17年度の両磐の保険者の給付費を見ますと、1億7,500万円を特定入所者介護サービス費で延べ3,847人ほどに給付をいたしておるところでございます。なお、施設の介護報酬の減額部分につきましては把握いたしてございませんが、7月28日に開催いたしました介護保険を語る会におきまして、サービス事業所の現状と課題について、経営の厳しさについてお話をいただいたところとなっております。

療養病床削減に係る管内への影響についてでございますが、厚生労働省の医療構造改革推進本部にありましては、療養病床の将来像についてという方針を了承し、これを基本に平成23年度までに利用の必要性に応じた療養病床の再編が検討されているところでございます。大きな考え方といたしまして療養病床につきましては、医療保険で対応するもの、それから病院ではなく在宅、住宅系サービス、または老健施設で受けとめることで対応するというところになっておるところでございます。この流れを受けまして、県では医療制度改革推進本部を設置いたしまして、平成19年夏をめどに地域ケア整備構想を策定しようとしてございます。これによりまして両磐地区の介護老人保健施設のあり方についても決定されることと考えておるところでございます。

介護老人福祉施設につきましては、県に指定の権限があるわけでございますが、当組合といたしましては地域ケア整備構想が示された段階で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、平成18年度から平成20年度までにありましては、9月6日、7日の介護保険担当課長会議の中で説明があるとのことで注視をいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 時間があと4分しかありませんので、最後の質問にしたいと思います。

一つは、軽度者への福祉用具の貸与の問題です。実際にお医者さんから、そういう福祉用具が必要だと診断されても、結局介護保険制度から漏れてしまう、そういう問題が今明らかになっていますが、先ほどの説明ですと、実人員495人という数字が出ました。この方は、恐らくやめるか、あるいは自己負担になってしまうと、こういうことになると思いますが、これに対して、今全国各地で自治体としての助成をしている自治体が広がっています。こういう対応はできないのかどうかということが一つであります。

もう一つは、地域包括支援センターです。私は、この規模の自治体で本当に2カ所で大丈夫かという点についてお聞きしたいと思います。先ほど、答弁では、5月に保健師1人、9月に3人の看護師を採用したと、順次採用していくというお話でありましたが、この地域の地域包括支援センターをどのようにしていこうとしているのか、あくまでも2カ所にしていけるのか、その方向性が見えてきません。なかなか財源の問題もあると思いますけれども、例えば地域の住民の利便性を考慮して、地域の住民から相談を受け、それを集約した上で地域包括支援センターに伝えていくという点で、例えば、支所に3人の保健師や社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置できなくても、例えばそのうち1人が2人配置をして、支所にそういう人的体制をやっていくということも一つの方法だと思うんですが、いずれ将来的な方法をどうしようとしているのか、順次採用していきたいという答弁でありましたけ

れども、その点についてお伺いしたいと思います。

最後に、管理者にお聞きしたいと思います。この介護保険制度は支援制度が始まって5カ月が経ちましたけれども、時が経つにつれて問題点が大変大きく広がっていると思います。私は、第1回の質問で申し上げましたように、やはり三点の立場に立って対応していくべきだというふうに指摘をいたしました。時間がないので繰り返しません。ぜひそういう視点で対応していただきたいというふうに思うんですが、その点について管理者の考えをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまのご質問でございますけれども、よくこれらを研究してまいりたいと、このように考えます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 福祉用具の自己負担の発生によります独自策はできないのかというようなお話の趣旨でご意見を伺ったわけでございますが、いずれ新組合が発足いたしまして6カ月ほどが経過いたしてございます。これら、いろいろとこれまでの過程の中でさまざまな課題も上げられておるところでございます。いずれ、それらの状況によりまして、何らかの独自助成も必要であるということになれば、今後の動向を見ながらそれぞれ検討せざるを得ないであろうという認識であるところでございます。

また、地域包括支援センターの人的対応等のお話もあったわけでございますが、いずれ国の基準から申し上げますと、当地域にありましては7カ所必要となっております。3職種の人員配置が必要でございますので、21人が必要となっております。現在、人員体制は11人の体制となっております。不足数を見ますと、10人の定員不足となっております状況でございます。現状といたしましては、それぞれ本所、支所で相談業務を対応いたしてございますので、今後の推移、動向を見ながら順次対応してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 高田一郎君の質問を終わります。

以上で組合行政に対する一般質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、認第41号から日程第8、認第45号まで、以上5件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第41号、平成17年度東磐環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認第42号、平成17年度東磐広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認第43号、平成17年度一関地方衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認第44号、平成17年度一関地方広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認第45号、平成17年度一関地方広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって解散いたしました東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合及び一関地方広域連合の平成17年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、本組合が承継したものであります。これら決算につきまして、本組合監査委員の審査を終えたことから議会の認定に付するものであります。なお、それぞれの決算につきましては、収入役から説明いたします。

議長（菅原啓祐君） 佐藤収入役。

収入役（佐藤正勝君） 私から、決算の概要について、説明を申し上げます。

まず、認第41号、平成17年度東磐環境組合一般会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算書の 2、3 ページをお開き願います。

この表は一般会計歳入歳出決算総括表でございます。歳入であります、A 欄予算額 14 億 3,473 万 7,000 円に対し B 欄決算額 14 億 3,373 万 5,189 円となり、A に対する B の比率、予算額に対する収入割合は 99.9%となっております。一方、歳出にありましては、C 欄予算額は収入予算額と同額で、D 欄決算額 13 億 7,051 万 496 円となり、C に対する D の比率、執行率は 95.5%となっております。したがって、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は 6,322 万 4,693 円となり、この額が剰余金として新組合に引き継いだものであります。

次に、6、7 ページをお開き願います。

初めに、一般会計歳入歳出決算書の歳入であります、3 款 2 項財産売払収入、4 款 1 項寄附金、7 款 1 項預金利子につきましては、調定額、収入済額とも、いずれもゼロとなっております。これらを除く各款の収入済額、調定額とも同額でありますことから収入割合は 100%であります。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款分担金及び負担金 88.3%、2 款使用料及び手数料 5.6%、3 款財産収入 0.0%、5 款繰入金 2.9%、6 款繰越金 2.5%、7 款諸収入 0.7%であります。歳入合計 14 億 3,373 万 5,189 円で不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は合計でマイナス 100 万 1,811 円であります。

次に、8、9 ページをお開き願います。

歳出であります、各款の執行率は右端の欄に記載のとおりであり、歳出合計の執行率は 95.5%となっております。

次に、各款の支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款議会費 0.0%、2 款総務費 4.9%、3 款衛生費 2.7%、4 款清掃費 45.1%、5 款公債費 47.3%であります。歳出合計が 13 億 7,051 万 496 円であり、翌年度に繰り越す額はありません。不用額は 6,422 万 6,504 円であり、予算現額と支出済額との比較は合計で 6,422 万 6,504 円であります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の 6,322 万 4,693 円となったところでございます。

14 ページから 41 ページまでの事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、42、43 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。

歳入総額 14 億 3,373 万 5,000 円、歳出総額 13 億 7,051 万 1,000 円で、歳入歳出差引額は 6,322 万 4,000 円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、44、45 ページをお開き願います。

財産に関する調書であります。

1、公有財産、(1) 土地及び建物のうちその他の施設の家屋、非木造にありましては、決算年度中の増減高が 21 平方メートルの減となっております。これは給配水施設の解体除去による減となっております。そのほか、土地及び建物、また(2) の物品につきましては、決算年度中の増減はありません。(3) の基金、財政調整基金につきましては、取崩額として 4,175 万 7,000 円の減、基金積立金 1 万 1,000 円の増であり、決算年度中増減高は 4,174 万 6,000 円の減となったところで、この結果、年度末現在高は 3,001 万 1,000 円となっております。

以上が東磐環境組合一般会計歳入歳出決算であります。

次に、認第 42 号、平成 17 年度東磐広域行政組合一般会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算書の2、3ページをお開き願います。

この表は一般会計歳入歳出決算総括表でございます。歳入であります、A欄予算額5,288万5,000円に対しB欄決算額5,293万7,086円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は100.10%となっております。一方、歳出にありましては、C欄予算額は歳入予算額と同額でD欄決算額2,483万4,712円となり、Cに対するDの比率、執行率は46.96%となっております。執行率が低くなっておりますが、これは職員派遣町村負担を新組合で支出したことから、東磐広域行政組合決算はこのような結果となったところであります。したがって、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は2,810万2,374円となり、この額が剰余金として新組合に引き継いだものであります。

次に、6、7ページをお開き願います。

初めに、一般会計歳入歳出決算書の上段の歳入であります、すべての款において収入済額、調定額とも同額でありますことから、収入割合は100%であります。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款分担金及び負担金71.9%、2款財産収入11.0%、3款繰越金16.9%、4款諸収入0.2%であります。歳入合計は5,293万7,086円で不納欠損額、収入未済額はいずれもございません。予算現額と収入済額との比較は合計で5万2,086円であります。

次に、下の表の歳出であります、歳出合計の執行率は46.96%となっております。

次に、各款の支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1款議会費1.4%、2款総務費41.5%、3款民生費33.5%、4款労働費0.1%、5款公債費23.5%であります。歳出合計が2,483万4,712円であり、翌年度に繰り越す額はありません。不用額は2,805万288円であり、予算現額と支出済額との比較は合計で2,805万288円であります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は下欄外の2,810万2,374円となったところであります。

8ページから15ページまでの事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、16ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。

歳入総額5,293万7,000円、歳出総額2,483万4,000円で歳入歳出差引額は2,810万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額は同額となります。

次に、17ページをお開き願います。

財産に関する調書であります。

1、公有財産、(1)土地及び建物、2物品であります、いずれも決算年度中の増減はありません。

以上が東磐広域行政組合一般会計歳入歳出決算であります。

次に、認第43号、平成17年度一関地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算書2、3ページをお開き願います。

この表は一般会計歳入歳出決算総括表でございます。歳入であります、A欄予算額10億129万9,000円に対しB欄決算額9億9,906万4,352円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は99.8%となっております。一方、歳出にありましては、C欄予算額は歳入予算額と同額でD欄決算額9億4,016万4,488円となり、Cに対するDの比率、執行率は93.9%となっております。したがって、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は5,889万9,864円となり、この金額が剰余金として新組合に引き継いだものであります。

次に、6、7ページをお開き願います。

初めに、一般会計歳入歳出決算の歳入であります。1款分担金及び負担金、3款財産収入、4款繰越金、5款諸収入1項預金利子の収入済額、調定額ともに同額でありますことから、収入割合は100%であります。2款使用料及び手数料、5款2項雑入にありましては、それぞれ収入未済額が記載されております。打ち切り決算となっておりますことから、3月31日時点において未済となっておりますが、いずれも4月25日まで収納済みとなっております。この決算時点の調定額に対する収入済額、収入割合は歳入合計で99.5%となっております。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款分担金及び負担金76.04%、2款使用料及び手数料15.24%、3款財産収入0.02%、4款繰越金6.35%、5款諸収入2.35%であります。歳入合計9億9,906万4,352円で不納欠損額はありません。収入未済額は530万2,762円となっており、予算現額と収入済額の比較は合計でマイナス223万4,648円であります。

次に、8、9ページをお開き願います。

歳出であります。歳出合計の執行率は93.9%となっております。

次に、各款の支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1款議会費0.06%、2款総務費9.18%、3款衛生費72.91%、4款公債費17.85%であります。歳出合計額9億4,016万4,488円であり、翌年度に繰り越す額はあります。不用額は6,113万4,512円であり、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額となっております。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外となりますが、5,889万9,864円となったところであります。

14ページから29ページまでの事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、30、31ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。

歳入総額9億9,906万4,000円、歳出総額9億4,016万4,000円で歳入歳出差引額は5,890万円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありますので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、32、33ページをお開き願います。

財産に関する調書であります。

1、公有財産、(1)土地及び建物、2物品であります。いずれも決算年度中の増減はありません。

以上が一関地方衛生組一般会計歳入歳出決算でございます。

次に、認第44号、平成17年度一関地方広域連合一般会計歳入歳出決算、認第45号、平成17年度一関地方広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、関連がありますことから併せて説明を申し上げます。

決算書2、3ページをお開き願います。

この表は歳入歳出会計別総括表であります。歳入であります。まず一般会計にありましては、A欄予算額7億6,734万9,000円に対しB欄決算額7億4,940万7,419円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は97.66%となっております。介護保険特別会計にありましては、A欄予算額50億1,151万2,000円に対しB欄決算額47億3,047万6,993円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は94.39%となっております。一般会計、介護保険特別会計の合計は、A欄予算額57億7,886万1,000円に対しB欄決算額54億7,988万4,412円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は94.83%となっております。一方、歳出にありましては、まず一般会計であります。C欄予算額は歳入予算額と同額でD欄決算額7億4,439万5,448円となり、Cに対するDの比率、執行率は97.01%となっております。介護保険特別会計にありましては、C欄予算額は歳

入予算額と同額でD欄決算額 45 億 1,937 万 4,599 円となり、C に対する D の比率、執行率は 90.18% となっております。一般会計、特別会計の合計は、D 欄決算額 52 億 6,377 万 47 円となり、C に対する D の比率、執行率は 91.09% となっております。したがって、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は、一般会計 501 万 1,971 円、介護保険特別会計 2 億 1,110 万 2,394 円で、合計 2 億 1,611 万 4,365 円となり、この額が剰余金として新組合に引き継いだものであります。

次に、6、7 ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出決算書の歳入であります。1 款 1 項負担金、4 款 1 項繰越金、6 款 1 項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は 100% となっております。2 款 1 項財産運用収入、3 款 1 項寄附金、5 款 1 項預金利子、2 項雑入にありましては、調定額、収入済額はいずれもゼロとなっております。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款分担金及び負担金 98.5%、4 款繰越金 0.7%、6 款繰入金 0.8% であります。歳入合計 7 億 4,940 万 7,419 円で不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は合計でマイナス 1,794 万 1,581 円であります。

次に、下の表となります。歳出であります。歳出合計の執行率は 97% となっております。

次に、支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款議会費 0.1%、2 款総務費 99.9% であります。歳出合計が 7 億 4,439 万 5,448 円であり、翌年度に繰り越す額はありません。不用額は 2,295 万 3,552 円であり、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額となります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額、下欄外の 501 万 1,971 円となったところであります。

8 ページから 11 ページの事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、12 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。

歳入総額 7 億 4,940 万 7,000 円、歳出総額 7 億 4,439 万 5,000 円で歳入歳出差引額は 501 万 2,000 円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、介護保険特別会計であります。

16、17 ページをお開き願います。

歳入であります。1 款 1 項介護保険料にありましては、収入済額 7 億 6,312 万 7,600 円で調定額に対する収納割合は 96.9% であります。不納欠損額は 687 万 4,100 円、収入未済額は 1,921 万 9,300 円であります。2 款使用料及び手数料、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款 1 項県負担金、3 項県補助金、7 款 1 項一般会計繰入金、8 款繰越金、9 款諸収入につきましては、調定額、収入済額ともに同額でありますことから、収入割合は 100% であります。5 款 2 項財政安定化基金支出金、6 款 1 項財産運用収入、7 款 2 項介護給付費準備基金繰入金につきましては、調定額、収入済額はいずれもゼロとなっております。

次に、各款の収入済額の合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款保険料 16.1%、2 款使用料及び手数料 0.0%、3 款国庫支出金 26%、4 款支払基金交付金 29.3%、5 款県支出金 11.2%、7 款繰入金 15.7%、8 款繰越金 1.7%、9 款諸収入 0.0% であります。歳入合計 47 億 3,047 万 6,993 円で不納欠損額、収入未済額は介護保険料の際に申しあげました額でありまして、予算現額と収入済額との比較は合計でマイナス 2 億 8,103 万 5,007 円であります。

次に、18、19 ページをお開き願います。

歳出であります。歳出合計の執行率は 90.18% となっております。

次に、支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款総務費 3.4%、2 款保険給付費 94.7%、3 款財政安定化基金拠出金 0.1%、4 款基金積立金 0.7%、6 款諸支出金 1.1% であります。翌年度に繰り越す額はありません。不用額は 4 億 9,213 万 7,401 円であり、予算現額と支出済額との比較は合計で 4 億 9,213 万 7,401 円と同額でございます。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の 2 億 1,110 万 2,394 円となったところであります。

20 ページから 31 ページまでの事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、32 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。

歳入総額 47 億 3,047 万 7,000 円、歳出総額 45 億 1,937 万 5,000 円で歳入歳出差引額は 2 億 1,110 万 2,000 円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、33 ページ、財産に関する調書であります。1、物品にありましては年度中の増減はありません。2 基金、( 1 ) 財政調整積立基金にありましては、取り崩しにより決算年度中増減高は 605 万 1,000 円の減で決算年度末現在高は 797 万 6,088 円となっております。( 2 ) 介護給付費準備基金にありましては 3,299 万 1,609 円を積み立てしたところであり、決算年度末現在高は 1 億 9,422 万 8,152 円となっております。

34 ページをお願いいたします。

定額資金を運用するための基金運用状況に関する調書、介護サービス費資金貸付基金であります。基金の額は 200 万円で貸し付けはございません。

以上が一関地方広域連合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 旧各組合等の決算の事項別明細の説明は、再開後にこれを行います。

休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず初めに、認第 41 号、平成 17 年度東磐環境組合一般会計決算につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の 14、15 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目の経常費分担金にありましては、火葬場、ごみ処理、し尿処理を賄う経費でございます。分担額にありましては均等割 10 分の 2、利用割 10 分の 8 となっております。2 項 1 目起債償還負担金にありましては、共同処理施設の建設の際に借り入れをいたしました地方債の償還を賄う経費となっておりまして、負担額にありましては人口割 10 分の 5、利用割 10 分の 5 となっております。

次に、16、17 ページをお開き願いたいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目にありましては千厩斎苑使用料でございます。利用件数は火葬炉 864 件、焼却炉 153 件、待合室使用料 1,550 件となっております。次に、2 項の手

数料、1目廃棄物処理手数料にあります1節のごみ処理手数料にありましては、搬入廃棄物のトン数は家庭系ごみ130トン、事業系ごみ2,122トン、粗大ごみ636トンとなっておりますのでございます。2節し尿処理手数料にありましては、3万2,034キロリットルの受け入れに係る手数料となっております。2目許可手数料にありましては、施設等検査手数料159件、身分証交付手数料167件となっております。

次に、18、19ページをご覧くださいと思います。

5款1項1目1節の財政調整基金繰入金にありましては、4,175万7,000円を取り崩し、繰り入れをいたしたものとなっております。

6款1項1目1節前年度繰越金にありましては、平成16年度の繰越金であります。

20ページ、21ページになりますが、7款2項3目3節雑入にありましては、再資源品の売却が主な内容となっております。アルミプレス57トン、スクラップ369トン、古紙売却代が358トンとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

24、25ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目組合議会費にありましては、議会に係る経費となっておりますが、1節報酬にありましては、12名の議員定数から10名に改正をしております。人数にありましては改選等もありましたことから実人員で表しております。その議員に係ります報酬となっております。

2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬にありましては、新旧管理者、副管理者、収入役分の報酬額で実人員であります。それから、2節、3節、4節にありましては、事務局職員4人分の人件費となっております。

次に、26、27ページをお開き願いたいと思います。

7節賃金にありましては、臨時職員2名分、以下事務経費となっておりますが、13節の委託料の備考欄、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料にありましては、計画は5年ごとに見直しを行っておりますが、平成16年度の策定予定となっております。古紙回収を平成16年度から実施したことから、これらの状況も組み入れた計画とすべく平成17年度に計画策定をしたものとなっております。また、顧問委託料にありましては、顧問弁護士の委託経費であります。18節備品購入費にありましては、パソコン1台を購入したのとなっております。次に、3目財産管理費にありましては、施設管理に係ります燃料費、修繕料の需用費、保険料、管理委託事務経費となっております。

28、29ページをお開き願いたいと思います。

4目職員厚生費、13節委託料にありましては、職員16人の健康診断経費でございます。次に、5目諸費、19節負担金補助及び交付金にありましては、組合が加入しております各種協議会、協会等の分担金、負担金となっております。

次に、3款衛生費、1項1目火葬場管理費であります。30ページ、31ページとなりますが、2節、3節、4節にありましては、職員1名分の人件費となっております。千厩斎苑にありましては、職員1名と平成17年度から運転管理を委託し、4名の委託職員により運営をいたしておるものですが、13節委託料の運転管理委託料はそれに係るものとなっております。15節工事請負費にありましては、1号及び2号火葬炉の内壁セラミックス補修工事等を行ったものとなっております。

次に、4款清掃費、1項1目ごみ処理総務費にありましては、職員6人分の人件費と事務経費となっております。

32、33 ページをお開きをお願いしたいと思います。

13 節委託料にありましては、公害防止協定に基づく委託料で、備考欄、公害測定業務委託料にありましては、ダイオキシン類の濃度分析、騒音、振動、悪臭、臭気等の測定業務委託、健康診断委託料にありましては、地域住民 186 名に係る健康診断に要した経費となっております。2 目のごみ焼却施設管理費であります。11 節需用費、消耗品費にありましては焼却施設に係ります活性炭、キレート剤等の施設消耗部品、それから事務用消耗品となっております。光熱水費にありましては、施設の電気料でございます。

34、35 ページをお開きをお願いしたいと思います。

13 節委託料にありましては、施設運転管理業務、可燃ごみ収集運搬業務等で備考欄記載の 13 業務の委託料となっております。15 節の工事請負費にありましては、飛灰を加熱いたしまして、ダイオキシン類を分解する装置であります加熱脱塩素化処理装置等補修工事等、備考欄記載の 5 件の補修工事となったところでございます。3 目粗大ごみ処理施設管理費の 13 節委託料にありましては、不燃ごみ等収集運搬、粗大ごみ処理施設運転管理業務等、備考欄記載の 10 業務の委託料となっております。

36、37 ページをお開きをお願いしたいと思います。

4 目の最終処分場管理費であります。13 節委託料、公害測定業務委託にありましては、排水、地下水及び河川水の検査委託となっております。15 節の工事請負費にありましては、浸出水処理施設の屋根が経年劣化によりましてさびが発生をいたしましたことから、塗装工事を実施したものととなっております。2 項 1 目し尿処理総務費にありましては、職員 5 名分の人件費、事務経費となっております。

38、39 ページをお開きをお願いしたいと思います。

2 目のし尿処理施設管理費、11 節の需用費の消耗品費にありましては、主に処理薬品代となっております。光熱水費にありましては施設に係る電気、水道料で、修繕料にありましてはポンプ等の修繕となっております。13 節の委託料にありましては、備考欄記載の 13 業務の委託料となっております。15 節の工事請負費にありましては、汚泥コンベア補修工事ほか 6 件の補修工事、給配水施設解体工事にありましては、平成 6 年度まで使用いたしておりました配電施設、配水槽 21 平方メートルを解体、除去したものととなっております。

それから、38 から 41 ページとなっております。5 款 1 項公債費にありましては、火葬場整備、ごみ処理施設、し尿処理施設の整備に伴い借入れをいたしました地方債の償還金利息となっております。以上が東磐環境組合一般会計決算となっております。

次に、認第 42 号の平成 17 年度東磐広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開きをお願いしたいと思います。

1 款 1 項 1 目分担金であります。一般事務経費にありましては均等割 20%、人口割 80%、地方債の償還経費にありましては人口割、介護保険の事務経費の総務費に係ります経費にありましては、均等割 30%、それから件数割 70%の負担金となっております。

2 款 1 項 1 目 1 節の財産貸付収入にありましては、岩手県医療局からの伝染病隔離病舎の貸付収入でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金にありましては、平成 16 年度の繰越金となっております。

4款2項1目1節雑入にありましては、備考欄の介護保険事業費補助金にありましては岩手県からの補助、それから火災共済分担金にありましては、磐井農業共済組合からの建物共済分担分でありま  
す。

次に、歳出になりますが、10ページ、11ページをお開きを願いたいと思います。

1款1項1目議会費でございますが、1節報酬にありましては、議員に係る報酬でございますが、議員は12名から10名に改正をいたしてございまして、実人員として表してございます。

それから2款1項1目一般管理費であります。組合の一般管理の経費となつてございまして、1節報酬にありましては管理者、副管理者、収入役に係る実人員分となつてございます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

23節の償還金、利子及び割引料であります。平成16年度の繰越分につきまして、構成町村への返還金と磐井農業共済組合に対する建物災害共済分担金の返還金でございます。

3款2項1目介護認定審査会費であります。介護認定審査会は延べ72回、2,765件の審査件数で1節報酬にありましては、介護認定審査会委員等延べ317人分の報酬でございます。9節旅費以下にありましては、審査委員会に関係いたします事務経費となつてございます。

5款1項公債費にありましては、地方債の償還利子となつてございまして、平成17年度末未償還元金は8,212万3,000円ほどとなつたところでございます。

以上が東磐広域行政組合一般会計決算となつてございます。

次に、認第43号、平成17年度一関地方衛生組合一般会計決算につきまして、補足説明を申し上げます。

これにつきましては、14、15ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目分担金であります。管理費、し尿処理、ごみ処理、火葬場の管理経費を賄うものでございまして、分担額にありましては均等割10分の1、利用割10分の9となつてございます。2項1目負担金にありましては、施設整備に伴い借り入れいたしました地方債の償還経費となつておりまして、負担額にありましては人口による割合となつてございます。

次に、2款1項1目1節火葬場使用料にありましては、釣山斎苑の使用料で利用件数は火葬炉、動物炉、待合室の使用料1,151件分となつてございます。2項1目1節ごみ処理手数料にありましては、事業系、可燃合わせ産廃、可燃粗大等9,291トン分となつてございます。2節のし尿処理手数料にありましては、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ分となつてございます。

16、17ページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目1節土地建物貸付収入は、敷地使用料38件、建物使用料8件分となつてございます。

4款1項1目1節前年度繰越金にありましては、平成16年度の繰越分となつてございます。

5款2項1目1節雑入にありましては、不燃資源物売却にありましては、リサイクルプラザに搬入されました不燃物、粗大ごみから取り出しをいたしましたスチロール減容品、アルミ缶、スチロール缶、鉄、アルミ526トン、瓶類3万4,394本などの再資源品の売却代等となつてございます。それから、電話使用料ほかによりましては、電話使用料と自動販売機等の電気料となつてございます。収入未済額が530万2,762円となつてございますが、新組合引き継ぎ後、4月25日までに全額収納されておるところでございます。

次に、歳出について申し上げますので、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目議会費、これにつきましては、議会に係る経費でございますが、1節報酬にありましては、実人員の議員に係ります報酬となつてございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、1 節報酬、管理者等報酬にありましては、管理者、副管理者、収入役、監査委員に係る報酬となっております。8 節報償費にありましては、永年勤続職員表彰の記念品代 5 名分となっております。13 節委託料にありましては、備考欄の下の方になってございますが、委託料内容を記載してございます。展示機器保守点検業務委託ほかには、展示機器保守点検業務、施設周辺の草刈り業務、分煙機保守業務、公平委員会事務委託の 4 件の委託料でございます。

22、23 ページをお開き願いたいと思います。

備考欄の償還金利子及び割引料にありましては、平成 16 年度繰越金を構成市町へ返還をいたしたものととなっております。

次に、3 款衛生費、1 項 1 目ごみ処理費であります。11 節需用費の消耗品費にありましては、焼却施設に係る活性炭、キレート剤、火格子一式ほか施設消耗部品、事務用消耗品となっております。リサイクルプラザにありましては、その他プラ圧縮機用のポリ袋、施設補修用部品、事務用消耗品となっております。光熱水費は施設の電気料で、ごみ焼却施設が 3,308 万 169 円、リサイクルプラザにありましては 1,091 万 2,132 円となったところでございます。12 節の役務費の手数料であります。焼却施設にありましては、焼却灰 3,087 トンの処分手数料ほかホークリフト、法定点検手数料等となっております。リサイクルプラザにありましては、不燃残渣 856 トンの処分手数料ほかショベルローダー法定点検手数料等となっております。13 節の委託料のエレベーター保守点検業務委託ほかには、エレベーター保守点検業務委託、容器包装に係る分別適用物再生品化、いわゆる逆有償としてのその他プラ、カレットの委託、空気予熱器清掃業務委託等 10 件の委託料でございます。

24 ページ、25 ページとなりますが、備考欄、工事請負費の粗破碎コンベヤスチールスラット取りかえ工事ほかには、コンベヤスチロールスラット取りかえ工事、焼却施設の加圧ファン軸受けユニット交換工事ほか 5 件の工事請負費となっております。次に、2 目し尿処理費にありましては、需用費、消耗品は、し尿処理のための高分子凝集剤等の薬品ほか施設消耗品、消耗資材、事務用消耗品となっております。光熱水費にありましては、施設の電気料でございます。修繕料は、モノポンプ修繕、破碎機修繕等と施設維持補修修繕料となっております。委託料の一般廃棄物リサイクル処理委託は汚泥処理の委託料となっております。それから、放流水全項目検査委託ほかには、放流水の全項目検査、作業補助、トラックスケール整備委託など 8 件の委託料となっております。

26、27 ページをお開き願いたいと思います。

工事請負費の遠心脱水機整備工事ほかには、脱水機整備工事、水位計更新工事、加圧水循環ポンプ交換工事等 12 件の工事費となっております。次に、2 項 1 目火葬場費であります。11 節需用費、燃料費にありましては、施設稼働のための灯油、LP ガス料金となっております。委託料の備考欄の火葬炉設備保守点検委託ほかには、火葬炉設備保守点検、それから施設清掃、自家用電気工作物保安管理業務委託ほか、11 件の委託となっております。

28、29 ページとなりますが、工事請負費にありましては、備考欄記載のとおり 3 件の工事費となっております。

4 款 1 項公債費にありましては、ごみ処理、し尿処理施設の整備に伴いまして借り入れをいたしました地方債の償還金利子となっております。平成 17 年度末未償還元金は 14 億 3,916 万 4,000 円となったところでございます。

以上が一関地方衛生組一般会計決算となっております。

次に、認第 44 号、平成 17 年度一関地方広域連合一般会計歳入歳出決算、認第 45 号、平成 17 年度一関地方広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。

まず、一般会計であります。1 款 1 項 1 目負担金であります。保険給付に係る経費にありましては、高齢者人口割 10%、給付割 90%、利用者負担軽減事業に係る経費にありましては、高齢者人口割 10%、軽減割 90%、その他の経費にありましては、均等割 10%、高齢者人口割 90%となっております。

4 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金にありましては、平成 16 年度の繰越金となっております。

6 款 1 項 1 目 1 節の財政調整積立基金繰入金にありましては、605 万 1,000 円を取り崩し、繰り入れをいたしたものとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

10 ページ、11 ページとなっております。

広域連合にありましては、事務事業別予算となっております。備考欄記載の主な内容について説明を申し上げます。1 款 1 項 1 目の議会費にありましては、議会に係る経費となっております。報酬にありましては議員の実人員に係る報酬額でございます。その他一般事務費にありましては、旅費、交際費、需用費の合計となっております。

2 款 1 項 1 目総務管理費にありましては、備考欄、上から二つ目、利用者負担軽減事業費にありましては、平成 16 年度までの事業でありました訪問介護、訪問入浴利用の市町民税非課税の方を対象とした負担軽減で、10%負担を 6%負担として 211 人の軽減の精算分となっております。その他一般事務費にありましては、共済費、旅費、交際費、需用費、委託料、使用料及び賃借料がその内容となっております。2 項の選挙費にありましては、10 月 13 日の連合長選挙に係る選挙会の委員の報酬となっております。3 項の監査委員費にありましては、監査委員 2 名に係る報酬ほか旅費、需用費となっております。

以上が一関地方広域連合一般会計決算となっております。

次に、介護保険特別会計となっております。

20 ページ、21 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目 1 節の現年度分特別徴収保険料であります。納付義務者 1 万 9,324 人分で収納率は 99.97%となっております。2 節現年度分普通徴収保険料にありましては、納付義務者数 4,565 人分で収納率は 90.82%となっております。3 節の滞納繰越分普通徴収保険料にありましては、納付義務者数が 694 人分で収納率は 10.03%となっておりますし、不納欠損の内訳にありましては、死亡 30 件、生活困窮 237 件、転出 11 件となっております。

2 款 1 項 1 目 1 節の督促手数料にありましては、1,265 件分となっております。

3 款 1 項国庫負担金、1 目 1 節現年度分は、給付費等の 20%の国庫負担であります。2 項の国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度分の給付費にありましては、約 6.1%分となっております。3 目の介護保険事業費補助金にありましては、法改正に伴いますシステム改修等への 2 分の 1 の補助分となっております。

4 款 1 項 1 目支払基金交付金にありましては、32%の交付率分となっております。

5 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金は、県負担分 12.5%分となっております。

22、23 ページの方をお開き願いたいと思います。

3 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節市町村等総合補助金にありましては、介護サービス講演会事業に対する3分の2の県補助金となっております。

7 款1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金にありましては、構成市町の12.5%の負担分となっております。

8 款1 項1 目1 節前年度繰越金にありましては、平成16年度分の繰越金となっております。

9 款1 項1 目1 節延滞金にありましては、38件分となっております。

24、25 ページとなりますが、3 目1 節雑入にありましては、自損事故に係る保険金、雇用保険料、アカデミー受講の助成金などが主なる歳入となっております。

次に、歳出について申し上げますが、26、27 ページとなっております。

1 款1 項総務管理費にありましては、備考欄三つ目の介護相談員派遣事業にありましては、専任の介護相談員2名によりまして週2回の相談活動を行いまして、相談件数は201件となっております。その他経費にありましては、事例報告会の参加旅費負担金等となっております。次の介護保険サービス向上事業費は、日本女子大学の教授を講師にいたしまして講演会を開催し、それに係る講師謝礼、チラシの印刷製本費となっております。一番下のその他一般事務費にありましては、一般事務に係る経費の歳出でございまして、説明会等の出席旅費、事務用消耗品費、役務費、介護システム機器の保守、法改正対応のためのシステム変更などの電算委託料、コピー機等の使用料、書庫等の備品購入費などとなっております。2 項の賦課徴収費にありましては、電算委託料は口座振替通帳作成委託料で、その他経費にありましては保険料決定通知書、納付書、督促状作成の需用費、口座振替手数料等となっております。3 項認定審査費は、審査会委員報酬50人分の委員報酬となっております。123回の審査会を開催いたしまして、4,694件の審査判定を行ったところでございます。主治医意見書作成手数料にありましては、4,313件の意見書作成に係る手数料となっております。介護認定調査委託料にありましては、民間事業所への委託1,973件分となっております。その他一般事務費にありましては、共済費、事務補助臨時職員6名分の賃金、医師の派遣の報償費、旅費、事務用消耗品費、電話、郵便料の通信運搬費、車両、コピー機等の使用料となっております。

2 款1 項1 目の介護サービス費、28、29 ページになりますが、2 目の支援サービス費にありましては、住宅改修費延べ190人、福祉用具費の延べ330人、介護サービス費延べ8万3,548人分の保険給付額となっております。3 目の審査手数料にありましては、県国保団体連合会への審査手数料8万2,987件分となっております。4 目の高額介護等サービス費は、延べ4,303人分となっております。5 目特定入所者介護等サービス費にありましては、延べ3,847人分となったところでございます。

3 款1 項の財政安定化基金拠出金にありましては、県が設置する基金への拠出金となっております。3年間の標準給付見込額の0.1%となっております。

4 款1 項1 目の介護給付費準備基金積立金にありましては、平成16年度精算による基金積立金となっております。

6 款1 項1 目償還金であります。備考欄に記載のとおり、還付金、精算に係ります返還金となっております。

以上が一関地方広域連合介護保険特別会計の決算となっております。

それから、恐縮でありますが、お手元に正誤表をお渡しいたしてございまして、広域行政組合に係ります主要な施策とその成果に関する説明書、決算意見書のそれぞれのページに間違いがございますので、正誤表として訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご承認をお願い申し上げます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

なお、質疑通告者はありませんでした。

3番、高田一郎君。

3番（高田一郎君） 3点ほど質問したいと思います。

一つは、東磐環境組合にかかわって、私よくわからないので質問したいと思います。27ページの委託料の中で、顧問委託料63万円となっておりますが、一関地方衛生組合ではこういう対応はしていないんですが、これはいつからこういう対応をしてきたのか、また、相談の実績、平成17年度で結構です。ありましたら紹介していただきたいと思います。

それから、もう一つは、一関地方衛生組合にかかわってお伺いしたいと思います。ページ数は21ページですが、一般管理費の中で環境学習指導員報酬にかかわってお伺いいたします。具体的には、リサイクルプラザ等の、とりわけプラザ棟の利用者の実績ですね、平成17年度で3年目を迎えました。どういう推移になっているのか、中でも管内の視察者ですね、どうなっているのか、具体的に紹介していただきたいと思います。

最後は、25ページのごみ処理費にかかわってお伺いしたいと思います。平成17年度のごみ焼却施設定期補修工事は9,300万円となっております。過去の状況を調べてみましたが、大体6,000万円から8,000万円くらいでありました。平成17年度は9,300万円、工事請負費全体を見ても当初予算が1億3,500万円でしたが、決算を見ますと1億4,500万円と相当伸びているわけです。これができてから25年を経過していますので、そういうところが背景なのかなという思いはありますけれども、具体的にどういう状況になっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） 今の質問についてお答えいたします。

まず、顧問弁護士の件でございますが、実は平成9年に当時の厚生省の方で、焼却施設のダイオキシンを測定して報告をなささいということでそれを報告したところ、国で定めた基準を超えてしまったということで焼却を停止せざるを得なかったということで、その間、平成11年までの間、近隣の一関地方衛生組合、それから胆江地区広域行政組合、それから江刺クリーンセンター等にごみの焼却を依頼してしのいできたわけでございますが、その間に新しい施設をつくるべく住民説明会を行ってきたわけでございますが、そのダイオキシンの問題を契機にしまして、地元、千厩町の方から反対運動が起きまして、公害審査会の方に調停が出されまして、それに対応すべく、私どもの方でもそれに対応するための形態をとってきたわけなんです。それで、平成11年3月31日にそれが結審しまして、当然私どもの方が勝ったということにはなるんですが、それで、その年の管理者、副管理者会議の席上、こういう諸問題、法律の諸問題が起きたときに迅速に対応するためには弁護士を委託しておくのがよしいのではないかということが言われまして、それで平成11年11月1日から平成18年3月31日まで顧問弁護士を置いたという経過でございます。

相談した件につきましては、特に大きなものはございません。ただ、結審したとはいえ、その後の、やはり地元との折衝とかいろんな関係につきまして、資料等の提出をいただきまして、それを参考にしながら地元説明会を行ってきたというふうな経過のときに対応してもらっていました。

議長（菅原啓祐君） 武居一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（武居俊明君） それでは、私の方から、リサイクルプラザの利用実績といたしますが、利用状況をご説明申し上げます。質問のあった管内の状況でございますけれども、平成15年の実績は222件、4,187人の実績でございます。それから平成16年度につきましては140件、2,392人の

実績でございます。それから平成 17 年度につきましては 99 件、1,590 件ということで、管内で 3 年間の総計で言いますと、461 件、8,169 人の見学となっております。年々少くはなっておりますけれども、環境学習指導員が対応しているのは、見学の対応と、それから工芸室の指導というふうになっております。ちなみに、管外もおりまして、3 年間の合計で言いますと 70 件、1,375 人の見学というふうになっております。これには視察等も含まれております。

次に、工事請負費の内容でございますが、9,300 万円ということで決算、9,300 万円ですね、なっておりますけれども、中身につきましては、焼却施設の方が 6,860 万円、それで排ガスの方が 2,440 万円という中身になっております。やはり二つに分けて工事をしたということと、それから中の歪み、平成 16 年度に一度診断をしたときに冷却室がかなり悪くなっていて、それに予算を割いたということと、それからもう一つ、片側をやらなければならないということで、片側の分を平成 17 年度で見ました。その分で若干高くなったということでございます。あとは通常の補修を先送りしておりますので、平成 18 年度についてはそれに対応させていただくというようなことで予算を要求したところでございます。

議長（菅原啓祐君） 質疑の通告していませんのでね、あなたは。

まず、原則は原則だから、ちゃんと遵守するようにみんなで申し合わせしたのですから。

3 番、高田一郎君。

3 番（高田一郎君） 質問に入る前に、会議規則にはそうっていないと思うんです。全員協議会の中での話し合いの合意の中で、一般質問については通告制、総括質疑については原則通告ということとありますので、通告をしなくても基本的に質疑できるのではないかなというふうに思うんですが、今後の議会での対応にもかかわることとありますので、議長からその辺整理していただいて、そのあと質問に移りたいと思います。

議長（菅原啓祐君） ですから、通告をすることと、先般の全員協議会で皆さんそのように申し合わせしておりましたので、そのように、やはり、ちゃんと質問するのであれば通告した方がよろしいと思います。

3 番、高田一郎君。

3 番（高田一郎君） では、事務局長にお伺いしますが、総括質疑についても通告制という、そういう確認だったでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 千條事務局長。

事務局長（千條幸男君） 質疑におきましては通告制ということで、ただいま議長が申し上げたとおりでございますが、通告しなくても質疑はできるわけでございますけれども、その前に通告制をお願いしたいということで議員総意により、その辺は確認いただいたとおりでありますので、そんな答弁をさせていただきます。

議長（菅原啓祐君） 3 番、高田一郎君。

3 番（高田一郎君） 私も会議規則何回も見たんですが、そういう記載は全くないんですね。全員協議会の中で確認として一般質問については通告制、その他については原則通告ということだと思います。いずれ、この問題で長々やってもしょうがないので、今後については通告を厳守したいと思います、そういう確認はしておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

そこで、2 回目の質問に移りたいと思います。東磐環境組合の顧問弁護士の対応については、顧問弁護士制度を導入したという背景はわかりました。ダイオキシンが社会問題になって、それをもって住民運動が起きた、そういう背景の中で顧問弁護士さんをお願いしたというのはわかります。しかし、

今、富永課長のお話を聞きますと、こういう対応については、基本的には終了したといいますが、課題は解決したという中で引き続き顧問弁護士制度を残しておく。平成 17 年度については、お話を聞けば相談実績はないというようなことで 63 万円予算を執行したということは、どれだけメリットがあったのかどうかというところで疑問を持つんですけれども、その辺についてお答え願いたいというふうに思います。

それから、プラザ棟につきましては、実は平成 15 年度に完成しまして、確か 15 億 5,000 万円ほどですね、大事業でありました。確か、15 億円、いずれ大きな予算を割いて建設をしました。これはリサイクル活動の拠点施設と、一応そういう位置づけを持った施設であります。しかし、利用実績を見ますと、当初 4,800 から 2,000 台、それから 1,500 台ということでどんどん下がっていきっていると。場所の問題もあって、大変利用しやすいということもあるんですが、しかし、これは大変、ごみのリサイクル活動、あるいは啓蒙活動をしていく上で大変重要な施設でありますので、やはり多くの市民の皆さんに利用してほしいと思いますし、私は場所の問題もあって、相当知恵をつけて工夫をしてやらなければ、なかなか多くの人たちが利用できないのではないかなというふうに思うんですね。それで、これまで当局は議会に対して説明するときに、住民参加型でごみの減量リサイクルを推進していきたいと、全員協議会の中でも確か、リサイクルプラザ運営委員会なども考えているというような、そういう説明でありましたね。ところが、そういう住民参加型のこのごみの減量リサイクル、運営委員会の設置という点でどのような対応をしてきたのかなというところで少し疑問がありますので、その点について説明をいただきたいと思います。

最後に、ごみの焼却施設の定期補修にかかわってお伺いしたいと思います。いずれ、25 年も経過をしまして、どこまで持つのかなという思いで、いつも私も衛生組合議会のときには、その議会のたびに心配をして質問した経過があります。いずれ、岩手県が進めるごみの処理の広域化計画、これとのかかわりもありますけれども、私は議会でも繰り返し述べてきたように、この県が進めるごみ処理広域化計画というのは、非常に破綻しているというふうに思うんですね、破綻をしていると思うんです。ダイオキシン対策として広域化して、24 時間連続炉で対応すればダイオキシンも少なくなるんだということで始まりましたけれども、今性能もよくなりましたし、逆に広域化することによる問題点も、これはもう整理して明らかになっているんですね。でも、平成 29 年まで 10 年間しかないという、ということもありますけれども、やはり組合としてしっかりとした方針を早くつくって検討していかなければならないというふうに私は思うんですが、その辺のところについては坂本副管理者だと思うんですが、違うんですか、直接かかわってきた副管理者の方から説明いただければ幸いです。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） 今の件でございますが、実は調停の際に、最初は建設反対ということでの住民運動だったんですが、その後、建設、操業停止という部分に変わってきまして、その後、調停で結審した後も結局、操業停止という地元の方たちの反対で、今でもまだその地区に関しましては認めていないという部分がございます、やはりそういった部分の中で、また同じような訴訟が起きた場合は、やはり迅速に対応するための処置をしておくべきだというお話がありました。それと、ちょっと話が変わりますけれども、きょうの朝日新聞にもありましたけれども、国の方でも、やはりそういう裁判というんですか、弁護士関係のことにつきましては、民間の弁護士さんなどを活用しながら、やはり充実していくというふうな今日の新聞報道にもありましたけれども、私どもの方で、その当時は、やはりそういうことで住民反対運動というのを、なかなか表面だけではなくて、その内に秘めるものもございまして、そういうものに対応するためにやはり必要ではないのかなという管理者、

副管理者の方々の意向に沿った形で平成 17 年度まで来たというふうなことでございます。

議長（菅原啓祐君） 武居一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（武居俊明君） 先ほどの利用実績の件で、住民参加型はどうかと、答弁の中ではそういうふうな話をしているがという話ですけれども、実は去年、そういうような話を確かにしたわけですが、その後、市町村合併があって、それから組合の統合もございました。それでもって、なかなか事務が進んでいないというのはそのことでございますけれども、いずれ当初の計画ですと、拠点といいますか、点をつくってそれを線で結んで面をつくってという計画でございました。最初に性急に組織をつくってもなかなかうまくいかないだろうと、やはり利用を、きちんとする、していただく、そういうふうな団体をつくるのが先ではないかということで、今ガラス工芸とか紙すきとか、そういうふうな形で利用者がグループをつくりまして、今 5 団体ぐらい利用しております。その方々の中からそういうふうな委員なり、あるいは利用に関してそういうふうなものをつくって、そしてやっていく方がいいのかなというふうに今考えております。以上です。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 焼却施設の広域化計画の前に計画を作成して、それなりに対応すべきではないかというご意見でございます。いずれ、お話のとおりでございます。いずれ旧一関地方衛生組合のごみ焼却施設にありましては昭和 54 年の 3 月に竣功いたしております。それからかなりの年数が経過しているということで、平成 12 年と平成 13 年に大規模な改修は行ってございます。ただ、今後見込まれます補修工事にありましても、10 億円を超えるような事業費が見込まれるような状況となってございまして、一概に広域化計画を無視するわけにもまいりませんので、それと並行しながら早期に整備計画を策定したいという考え方でございます。

議長（菅原啓祐君） 3 番、高田一郎君。

3 番（高田一郎君） では 1 点だけお伺いしたいと思います。顧問弁護士の問題ですけれども、顧問弁護士を置いてはいけないということを言ったのではありません。必要によっては弁護士の力を借りて対応しなければいけないと思うんですね。顧問弁護士をお願いした背景もわかりました。ただ、平成 17 年度の実績を見ても、そういう相談をしたという中身もないわけですね。必要なときに弁護士先生をお願いすればいいのであって、こういう状態の中で毎年同じように継続していくというのはどうなのかなという、私は東磐環境組合に籍を置いたことがありませんし、地域の実情を全くわからないのでこういう質問もしたわけですけれども、そこら辺について、もう少しわかりやすく説明いただきたいなと思います。

議長（菅原啓祐君） 富永環境衛生課長。

環境衛生課長（富永精二君） お話は先ほど来申し上げていることに尽きますけれども、ただ、私どもの方で、そういう弁護士さんが常に控えているという部分での、住民対応に対する安心感というものはすごくありました。そういった中で、確かにご相談件数はございませんけれども、何かという場面ときに電話かけて話を聞くこともできましたので、そういった意味では、直接、訴訟とかそういった部分はその後ありませんけれども、いずれ起きたときのために大切なんだよという、やはり首長さん方の意向もありましたので、やはり私どものような小さな一部事務組合の場合は、それ以上の対応というのはすぐにはできない状況下にもありましたものですから、そういったことからいきますと、非常に私どもにとっては大変いい制度を管理者の方々からいただいたなというふうには思っています。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認第41号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第41号は、認定することに決定いたしました。

次に、認第42号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第42号は、認定することに決定いたしました。

次に、認第43号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第43号は、認定することに決定いたしました。

次に、認第44号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第44号は、認定することに決定いたしました。

次に、認第45号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第45号は、認定することに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第9、議案第12号から日程第10、議案第13号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第12号及び議案第13号について、提案理由を申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

議案第12号、平成18年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)につきましては、本年3月31日をもって解散した旧組合等の平成17年度剰余金及びごみ焼却施設等の管理費について、所要の補正をしようとするものであります。

歳入歳出予算に3,394万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,461万7,000円と定めようとするものであります。目的別歳出は2ページの第1表のとおりで、議会費1万円、総務費1,394万8,000円、衛生費1,998万8,000円といたしました。これを賄う財源といたしましては、繰入金3,393万6,000円、諸収入1万円を見込みました。

次に、3ページをお開き願います。

議案第13号、平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、介護保険事業の精算等、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算に4億9,419万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億914万8,000円と定めようとするものであります。目的別歳出は4ページの第1表のとおりで、総務費4億1,017万9,000円、諸支出金8,401万6,000円といたしました。これを賄う財源といたしましては、分担金及び負担金5億8,409万9,000円、県支出金3,582万7,000円を見込み、繰入金1億2,573万1,000円を減額いたしました。なお、事務局長から補足説明をいただきます。

議長(菅原啓祐君) 阿部事務局長。

事務局長(阿部睦君) それでは、議案第12号、一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出でございますが、1款1項1目組合議会費、説明欄、過年度分の議員等報酬にありましては、旧2組合と広域連合において、議員の選任、退任月の算定誤りによりまして1カ月分の報酬が不足支給となっておりますことから、4人分の追加支給額となっております。

2款1項1目総務管理費、過年度分選挙管理委員報酬にありましては、旧広域連合選挙管理委員の報酬が不足支給となっておりますことから、1名分の追加支給分となっております。旧東磐広域行政組合事務費精算返還金及び旧広域連合事務費精算返還金にありましては、平成17年度分の決算による事務費の余剰金をそれぞれの構成団体に返還しようとするものとなっております。その他経費にありましては、10月に予定しております議員視察研修の同行職員4人分の旅費、事務連絡のための私用車の公務使用にかかります燃料費相当分となりますが、64回分の旅費となっております。

8ページとなりますが、3款2項1目釣山斎苑管理費、2目の千厩斎苑管理費の燃料費にありましては、施設稼働に不可欠でございます。現下の燃料価格高騰に対応するため、灯油の高騰分についてそれぞれ見込んだところとなっております。3款3項1目一関清掃センター費にありましては、ごみ焼却施設にかかります燃料費の高騰分を見込んだところでございます。焼却灰運搬車両購入費にありましては、現有車両は15年が経過してございまして、車体全体に腐食が進行いたしまして、走行にも支障を来しておりますことから更新をしようとするものでございます。2目大東清掃センター費にありましては、ごみ焼却施設の燃料費の高騰分を見込んだところでありますし、また工事請負費にありましては、誘引送風機インバーターの維持補修工事で、誘引インバーターにありましては、焼却炉内のガスを煙突内に誘導する装置でございまして、自動風量調整を行うものとなっておりますが、7年経過をいたしまして劣化しておりますことから、制御装置の交換整備工事を行おうとするものでございます。

6ページの方に戻りますが、歳入となりますが、6款1項1目財政調整基金繰入金2,725万円にありましては、財源調整のため繰り入れしようとするものでございます。6款2項1目介護保険特別会計繰入金にありましては、東磐広域行政組合、広域連合の事務余剰金分を特別会計繰入金として見込んだところとなっております。

7款2項3目雑入、東磐環境組合議長等報酬返納にありましては、旧2組合と広域連合において退任、選任の算定誤りによりまして、1カ月分の報酬が過払いとなっておりますことから、5名分の方々から返納をお願いしようとするものでございます。

次に、議案の第13号となりますが、介護保険特別会計補正予算第1号について補足説明を申し上げます。

ます。

14 ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、歳出であります。1 款 1 項 1 目総務管理費にありまして、これは説明欄、事務補助臨時職員賃金にありましては、職員の病休代替え臨時職員 1 名分となっております。介護給付費準備基金積立金にありましては、一関市、藤沢町の保険事業分、給付費準備基金承継分を積み立てしようとするものとなっております。介護給付費準備基金の平成 18 年度末残高見込みにありましては、5 億 3,245 万 4,000 円ほどの見込みとなっております。一般会計繰出金にありましては、議案第 12 号の一般会計の際申し上げました東磐広域行政組合、広域連合の事務費余剰分を一般会計に繰り出すものとなっております。次の介護保険相談員派遣事業費にありましては、相談員派遣 22 回の増に対する報償費を見込んだところでございます。その他一般事務費にありましては、臨時職員に係ります共済費、相談認定調査用のリース車両 2 台分の保険料を見込んだところとなっております。

15 ページになりますが、1 款 3 項 1 目認定審査費にありましては、調査用リース車両 2 台の増車に係る賃借料、燃料費となっております。

2 款 1 項 1 目介護サービス費にありましては、県負担金の精算等による財源振替となっております。

7 款 1 項 1 目諸支出金にありましては、精算による国庫負担金、支払基金への返還金、旧広域連合給付事業の精算に伴う返還金となっております。

16 ページの方になりますが、一関市介護保険事業精算返還金、それから国庫補助金の精算返還金にありましては、いずれも事業の精算に伴います返還金となっております。介護保険料還付金にありましては、平泉町のほ場整備に係る譲渡所得の課税年度の更正による保険料 118 名分の還付金となっております。保険料還付未済返還金にありましては、旧広域連合の保険料の 89 件分の還付金となっております。

12 ページに戻りますが、歳入となっております。2 款 1 項 1 目の構成市町分担金にありましては、一関市、藤沢町の保険事業承継事業分、それから介護給付費準備基金承継分を見込んだところでございます。

6 款 1 項 1 目介護給付費負担金にありましては、過年度分の精算に伴います県負担金となっております。6 款 3 項 3 目総務費県補助金にありましては、在宅福祉事業の決定による過年度分の精算となっております。

8 款 1 項 1 目介護給付費準備基金繰入金にありましては、精算事務費一時立替分にありましては、旧組合等の精算分の不足分を一時補てんするため、予定しておりました取り崩しを取りやめしようとするものでございます。また、広域連合介護保険精算分、それから保険料還付充分分にある場合は、財源調整のため、それぞれ繰り入れをしようとするものとなっております。8 款 3 項 1 目財政調整基金の繰入金にありましては、事務費等の財源調整のため繰り入れしようとするものとなっております。財政調整基金にありましては、平成 18 年度末残高にありましては 3,845 万 4,000 円ほどの見込みとなっております。以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 次に、高橋副管理者より発言を求められておりますので、この際、これを許します。

高橋副管理者。

副管理者（高橋一男君） ただいま、阿部事務局長の方からの補足説明の中にもありましたように、ご審議をいただきます前に一言お詫びを申し上げたいと、このように思います。

介護保険の特別会計におきまして、介護保険料の還付につきまして補正計上させていただいておりますけれども、今回、平泉町において、住民税申告処理の誤りによりまして、住民税の更正が生じたために、税情報をもとに算出しております介護保険料の所得段階に変更が生じまして還付するものでございます。今後は事務処理の徹底を図りながら、再発防止に努めてまいらなければならないと思っていますところございまして、関係皆様方にご迷惑をおかけいたしましたことに、心からお詫びを申し上げます。補足説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

なお、質疑通告者はありませんでした。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第12号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第11、議案第14号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第14号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

消防組織法の一部改正に伴う条項の整理及び岩手県市町村総合事務組合を組織する団体名を修正するため、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について、議決を求めようとするものであります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第 14 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣については、会議規則第 90 条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了いたしました。

第 2 回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は会期を本日 1 日間とし、平成 17 年 9 月 20 日、7 市町村の合併により、一関地区広域行政組合が引き継いだ東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合、一関地方広域連合の平成 17 年度決算及び平成 18 年度一般会計、特別会計予算などの諸案件が終始真剣な審議により、すべて議決、決定をみるに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と浅井管理者をはじめ、職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

広域行政組合の設立から半年を経過したところではありますが、介護保険事業にあっては、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加、また、環境衛生事業にありましては、ごみ処理広域化計画等々課題も山積いたしておりますが、構成市町民の福祉増進のため、今後さらに広域行政組合当局と一体となり、努力してまいりたいと考えております。

当組合副管理者でありました鈴木清紀前平泉町長の突然の訃報は、大変な驚きと悲しみでありましたが、ここに衷心より哀悼の誠を捧げ、故人のご冥福をお祈りいたすものであります。また、高橋一男平泉町長さんには、新たに町政を担われ、広域行政組合の副管理者としてご就任いただきましたことに対し、改めてお祝いを申し上げる次第であります。

終わりに、本議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者をはじめ職員の皆様に、厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。まことにありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） これをもって、第 2 回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後 2 時 15 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長

一関地区広域行政組合議会議員

一関地区広域行政組合議会議員